



鳥取県公報

平成 24 年 10 月 30 日(火)
号外第 96 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 公 告 鳥取県の人事行政の運営等の状況（人事企画課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

公 告

鳥取県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年鳥取県条例第8号）第6条の規定により、人事行政の運営等の状況を次のとおり公表する。

平成24年10月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

第1 人事行政の運営の状況

1 職員の採用、異動、退職等に関する任免の状況及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況 (平成23年度)

職員の採用は、競争試験及び選考により行われています。

(単位:人)

区 分	平成23年度					平成22年度						
	競争試験	うち 女性数	選考	うち 女性数	うち再任用 職員等	計	競争試験	うち 女性数	選考	うち 女性数	うち再任用 職員等	計
一般行政職員	101	48	167	99	33	268	77	30	163	104	26	240
教 員	0	0	116	56	29	116	0	0	106	52	21	106
警 察 官	80	8	10	0	0	90	83	5	10	0	0	93
計	181	56	293	155	62	474	160	35	279	156	47	439

- (注) 1 職員数は、臨時的任用職員及び非常勤職員を除いた数です(以下同じ。)
 2 一般行政職員は、教員及び警察官を除いた職員です(以下同じ。)
 3 教員には、県が給与の一部を負担することとされている市町村の学校の教員を含みます(以下同じ。)
 4 再任用職員等には、再任用職員、任期付職員及び国等との人事交流により採用又は復帰する職員を含みます。

(2) 職員の異動の状況 (平成23年度)

職員の異動は、4月1日の定期異動のほか、年度中途であっても業務量の増減等、必要に応じて行っています。

(単位:人)

区 分		平成23年度		平成22年度	
		異動者数	うち 女性数	異動者数	うち 女性数
一般行政職員	部 長 級	9	2	8	2
	次 長 級	28	3	49	2
	課 長 級	161	9	237	25
	課長補佐級	289	50	314	43
	係 長 級	437	157	391	139
	一般職員等	459	208	526	195
	計	1383	429	1525	406
教 員	校 長	72	14	58	9
	教 頭	104	30	95	15
	教 諭	581	303	641	321
	助教諭等	5	1	5	1
	計	762	348	799	346
警 察 官	警 視	64	0	54	0
	警 部	96	1	105	0
	警 部 補	132	4	121	5
	巡査部長	145	8	135	13
	巡 査 等	159	16	196	12
	計	596	29	611	30

(3) 職員の退職の状況 (平成23年度)

(単位:人)

区 分	平成23年度				平成22年度			
	一般行政 職 員	教 員	警 察 官	計	一般行政 職 員	教 員	警 察 官	計
定年退職	77	57	0	134	75	62	0	137
勸奨退職	7	1	43	51	5	2	43	50
早期退職	17	44	9	70	33	32	7	72
普通退職	84	25	7	116	65	20	11	96
分限免職	0	0	0	0	2	0	0	2
懲戒免職	1	2	0	3	3	0	0	3
失 職	0	0	0	0	0	0	0	0
死亡退職	4	2	0	6	3	3	3	9
計	190	131	59	380	186	119	64	369

(注) 早期退職とは、勤続20年以上で45歳以上の職員が7月末までの申出によりその年度末に退職すること(定年退職を除く。)を、普通退職とは自己の都合により退職することをいいます。

(4) 部門別の職員数の状況 (平成24年4月1日現在)

鳥取県の職員数は、鳥取県職員定数条例(平成6年鳥取県条例第4号)、鳥取県病院局企業職員定数条例(平成18年鳥取県条例第13号)及び鳥取県警察職員定員条例(昭和32年鳥取県条例第14号)で上限を定めています。

これら職員の配置については、組織体制の見直しと併せて、効率的・機能的に業務ができるよう見直しを行っています。

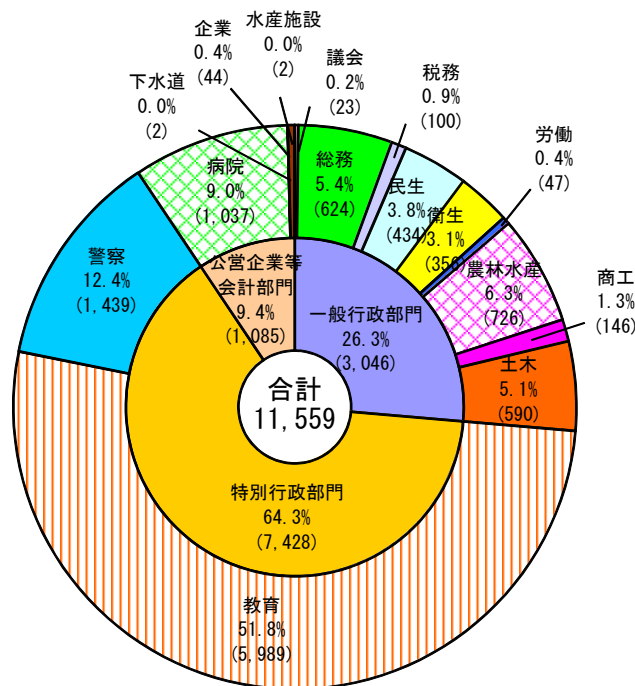
区 分 部 門	職 員 数					
	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	
一般行政部門	議 会	24人(△1)	25人(1)	23人(△2)	23人(0)	23人(0)
	総 務	629人(9)	613人(△16)	599人(△14)	621人(22)	624人(3)
	税 務	105人(△2)	107人(2)	103人(△4)	101人(△2)	100人(△1)
	民 生	456人(△25)	445人(△11)	444人(△1)	443人(△1)	434人(△9)

	衛生労働	368人(△12)	369人(1)	362人(△7)	364人(2)	356人(△8)
	農林水産	774人(△42)	759人(△15)	757人(△2)	751人(△6)	726人(△25)
	商工	132人(18)	131人(△1)	142人(11)	137人(△5)	146人(9)
	土木	608人(△20)	592人(△16)	580人(△12)	578人(△2)	590人(12)
	計	3,144人(△79)	3,091人(△53)	3,058人(△33)	3,066人(8)	3,046人(△20)
特別行政部門	教育	6,118人(△120)	6,051人(△67)	6,000人(△51)	5,963人(△37)	5,989人(26)
	警察	1,416人(3)	1,425人(9)	1,422人(△3)	1,438人(16)	1,439人(1)
	計	7,534人(△117)	7,476人(△58)	7,422人(△54)	7,401人(△21)	7,428人(27)
普通会計計		10,678人(△196)	10,567人(△111)	10,480人(△87)	10,467人(△13)	10,474人(7)
公営企業等 会計部門	病院	832人(38)	892人(60)	954人(62)	985人(31)	1,037人(52)
	下水道	2人(0)	2人(0)	2人(0)	2人(0)	2人(0)
	企業	54人(0)	51人(△3)	47人(△4)	45人(△2)	44人(△1)
	水道施設	5人(0)	2人(△3)	2人(0)	2人(0)	2人(0)
	計	893人(38)	947人(54)	1,005人(58)	1,034人(29)	1,085人(51)
合計 [条例定数]		11,571人(△158) [12,234人]	11,514人(△57) [12,090人]	11,485人(△29) [12,012人]	11,501人(16) [12,012人]	11,559人(58) [12,110人]

(注) 1 ()は、前年との比較

2 職員数には、鳥取県職員の身分を有する派遣職員等を含みます。(総務省「地方公共団体定員管理調査」の区分等に準拠)

平成24年 部門別職員割合



(5) 部門別の職員数の増減の状況及び当該増減の主な理由(平成24年4月1日現在)

部門別の職員数の主な増減理由は、次のとおりです。

部門	増減	主な増減理由	
一般行政部門	議会	0	新生公立大学設立業務の減、津波・豪雪・広域防災業務の増、原子力防災業務の増等 過員配置の解消による減 県福祉事務所の一部廃止による減等 指定管理者制度の導入による減、地方自治法に基づく派遣者の減等 県内産業の人材育成確保業務の減 全国豊かな海づくり大会終了に伴う減、農道整備事業の減等 国際マンガサミット及び国際まんが博業務の増等 全国都市緑化フェア業務の増等
	総務	3	
	税務	△1	
	民生	△9	
	衛生	△8	
	労働	△1	
	農林水産	△25	
計	△20		
特政部門	教育	26	少人数学級の拡充に伴う増、特別支援学校の児童・生徒数の増加に伴う増等 警察職員の欠員補充による増
	警察	1	
計	27		
普通会計計	7		
公営企業等	病院	52	病棟看護体制の充実に伴う看護師の増、医師の欠員補充による増等 工業用水道敷設工事終了に伴う減
	下水道	0	
	企業	△1	

業門等	水産施設	0	
	計	51	
合計		58	

(6) 定数削減の状況

鳥取県では、平成20年10月に鳥取県版「集中改革プラン（定数削減・給与構造改革編）」を策定し、定数削減に取り組み、一般行政部門等において、205人の定数削減を行いました。（平成19年度～平成23年度（当初））

さらに、厳しい状況が続く県財政を踏まえて、将来に向けて持続可能な体制とするためには、全国最小レベルの職員数を堅持することが必要であることから、平成24年2月に「新たな定数管理の方針」を策定し、無理・ムダのない簡素で機能的な組織の構築、業務の効率化や行政課題の変化に対応したスクラップアンドビルドによる人員配置の最適化を目指した取組を推進しています。

ア 新たな定数管理の方針の基本フレーム

取組期間	平成23年度から平成27年度（当初）まで
対象範囲	一般行政部門等（学校の教職員、警察、病院局を除く。）
削減数	△3%以上（△100人以上）

イ 年次別定数削減状況（実績）の概要（各年4月1日現在）

区 分		23年	24年	25年	26年	27年	24年～27年 計	（参考） 数値目標
			（1年目）	（2年目）	（3年目）	（4年目）		
一般行政部門等	職員数	3,310人	3,280人				-	3,210人
	増減	-	△30人				△30人(30.0%)	△100人

(注) 1 「一般行政部門等」には、知事部局の他、県議会事務局、行政委員会、企業局を含みます。

2 職員数は、予算定数を示しています。

3 ()内の数値は、定数削減の見通しに対する進捗よく率を示しています。

4 増減は、各年の欄にあっては対前年比の定数増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの定数増減数の累計を示しています。

(7) 職員数の推移

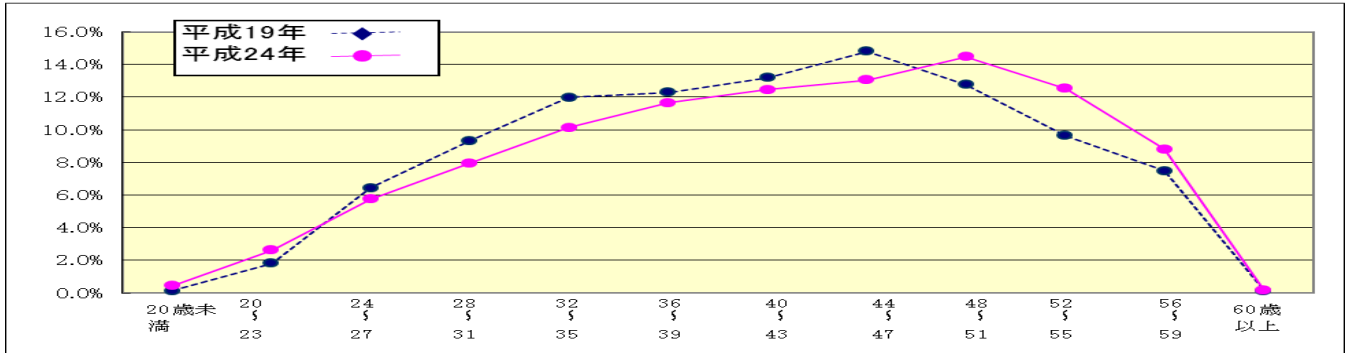
部門別	年度							過去5年間の増減数（率）
	19年	20年	21年	22年	23年	24年		
一般行政	3,223人	3,144人	3,091人	3,058人	3,066人	3,046人	△177人（△5.5%）	
教 育	6,238人	6,118人	6,051人	6,000人	5,963人	5,989人	△249人（△4.0%）	
警 察	1,413人	1,416人	1,425人	1,422人	1,438人	1,439人	26人（1.8%）	
普通会計計	10,874人	10,678人	10,567人	10,480人	10,467人	10,474人	△400人（△3.7%）	
公営企業等会計計	855人	893人	947人	1,005人	1,034人	1,085人	230人（26.9%）	
総合計	11,729人	11,571人	11,514人	11,485人	11,501人	11,559人	△170人（△1.4%）	

(8) 職級別の職員数の状況（平成24年4月1日現在）

職場における男女共同参画の推進を図るため、女性職員の管理職への登用や職域の拡大を積極的に行っています。

区分		平成24年4月1日現在			平成23年4月1日現在		
		職員数 A(人)	うち女性数 B(人)	割合 B/A	職員数 A(人)	うち女性数 B(人)	割合 B/A
一般行政職員	部長級	20	3	15.0%	18	2	11.1%
	次長級	69	7	10.1%	69	8	11.6%
	課長級	442	50	11.3%	437	50	11.4%
	課長補佐級	828	177	21.4%	813	164	20.2%
	係長級	1,134	425	37.5%	1,114	397	35.6%
	一般職員等	2,616	1,410	53.9%	2,620	1,386	52.9%
	計	5,109	2,072	40.6%	5,071	2,007	39.6%
教 員	校長	225	37	16.4%	231	40	17.3%
	教頭	268	66	24.6%	271	68	25.1%
	教諭	4,637	2,402	51.8%	4,606	2,374	51.5%
	助教諭等	103	30	29.1%	105	28	26.7%
	計	5,233	2,535	48.4%	5,213	2,510	48.1%
警 察 官	警視	63	0	0.0%	63	0	0.0%
	警部	121	1	0.8%	124	0	0.0%
	警部補	299	7	2.3%	305	7	2.3%
	巡査部長	319	23	7.2%	317	22	6.9%
	巡査等	415	42	10.1%	408	35	8.6%
	計	1,217	73	6.0%	1,217	64	5.3%
合計		11,559	4,680	40.5%	11,501	4,581	39.8%

(9) 年齢別職員構成の状況 (各年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
平成24年	50人	303人	665人	919人	1,172人	1,346人	1,439人	1,507人	1,674人	1,449人	1,017人	18人	11,559人
平成19年(5年前)	14人	214人	754人	1,094人	1,406人	1,441人	1,548人	1,736人	1,498人	1,131人	878人	15人	11,729人

(10) 障がい者の雇用の状況 (平成24年6月1日)

区分	平成24年				平成23年			
	法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数	障がい者数 実数	障がい者 雇用率	法定 雇用率	法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数	障がい者数 実数	障がい者 雇用率	法定 雇用率
知事部局等	3,220.5人	73.0人	2.27%	2.1%	3,219.5人	75.0人	2.33%	2.1%
身体障がい	視覚障がい	1人			1人			
	聴覚・平衡機能障がい	5人			5人			
	音声・言語・そしゃく機能障がい	-			-			
	肢体不自由	24人			26人			
	内部障がい	14人			14人			
	知的障がい	11人			11人			
精神障がい	-			-				
教育委員会	4,375.5人	73.0人	1.67%	2.0%	4,742.5人	77.5人	1.63%	2.0%
身体障がい	視覚障がい	10人			12人			
	聴覚・平衡機能障がい	6人			6人			
	音声・言語・そしゃく機能障がい	-			-			
	肢体不自由	16人			18人			
	内部障がい	12人			12人			
	知的障がい	8人			1人			
精神障がい	1人			1人				
警察本部	296.0人	6.0人	2.03%	2.1%	289.0人	6.0人	2.08%	2.1%
身体障がい	視覚障がい	-			-			
	聴覚・平衡機能障がい	1人			1人			
	音声・言語・そしゃく機能障がい	-			-			
	肢体不自由	-			-			
	内部障がい	2人			2人			
	知的障がい	-			-			
精神障がい	-			-				
病院局	542.5人	14.0人	2.58%	2.1%	702.0人	11.0人	1.57%	2.1%
身体障がい	視覚障がい	-			-			
	聴覚・平衡機能障がい	1人			1人			
	音声・言語・そしゃく機能障がい	-			-			
	肢体不自由	4人			3人			
	内部障がい	5人			3人			
	知的障がい	-			-			
精神障がい	-			-				

(注) 1 知事部局等とは、知事部局及び企業局の職員です。
 2 「法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を基に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数です。
 3 職員数は、非常勤職員等の短時間勤務職員(任用期間が1年かつ週20時間以上の者に限る。)を含みます。
 4 「障がい者数」とは、身体障がい者数、知的障がい者数及び精神障がい者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障

がいが及び重度知的障がい者については、法律上、1人を2人に相当するものとして計上し、短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人（重度身体障がい者及び重度知的障がい者にあつては1人）に相当するものとして計上しています。

(11) 退職者の再就職の状況

平成23年4月1日から平成24年3月31日までに退職した者の再就職の状況は、次のとおりです。

区 分		平成23年度				
		平成23年度の退職者数	左のうち再就職した者	再就職先		
				民間企業等	地方公共団体	公共的団体等
知事部局	総 数	93人	32人	5人	8人	19人
	うち管理職	39人	23人	4人	3人	16人
企業局	総 数	—	—	—	—	—
	うち管理職	—	—	—	—	—
病院局	総 数	69人	37人	28人	—	9人
	うち管理職	3人	1人	—	—	1人
教育委員会	総 数	145人	40人	4人	30人	6人
	うち管理職	36人	16人	2人	9人	5人
警察本部	総 数	63人	41人	8人	21人	12人
	うち管理職	14人	12人	7人	—	5人
県議会	総 数	—	—	—	—	—
	うち管理職	—	—	—	—	—
監査委員	総 数	—	—	—	—	—
	うち管理職	—	—	—	—	—
人事委員会	総 数	1人	—	—	—	—
	うち管理職	1人	—	—	—	—
選挙管理委員会	総 数	—	—	—	—	—
	うち管理職	—	—	—	—	—
海区漁業調整委員会	総 数	—	—	—	—	—
	うち管理職	—	—	—	—	—

- (注) 1 死亡退職、失職、分限免職及び懲戒免職並びに国、他の地方公共団体等との人事交流のため退職する場合を除きます。
 2 「左のうち再就職した者」は、平成24年6月1日時点で届出があつた者の計です。
 3 「公共的団体等」とは、公益的法人、社会福祉法人等の民間企業等及び地方公共団体以外の法人です。
 4 「管理職」とは、退職時に課長級以上の職にあつた職員です。

2 職員の給与の平均額、初任給の基準、職員に対する手当等その他の職員の給与の状況

(1) 給与制度の見直しについて

平成23年度に行つた主な見直しは、次のとおりです。

項 目	見直しの内容	実施時期
外国派遣職員の処遇見直し	・ 派遣先の勤務に対し報酬が支給されないとき又は報酬の額が低いときに限り、その派遣期間中、給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ全部又は一部を支給	平成23年7月1日
給料月額の見直し	・ 給料月額を0.6パーセント引き下げ（医療職(1)を除く。）	平成24年1月1日 （人事委員会勧告を受けて実施）
給与構造改革における経過措置額の廃止	・ 平成18年給与構造改革における経過措置（現給保障）の廃止 ・ 廃止により生ずる原資を用い、給料表の構造を是正（行政職1・2級相当は1.6パーセント引き下げ、行政職3級以上相当は1.9パーセント引き上げ）	平成24年4月1日 （人事委員会勧告を受けて実施）（経過措置あり）

○参考

鳥取県では、独自に給与制度の適正化に取り組んでおり、平成17年度から以下の見直しを実施しています。

項 目	見直しの内容	実施時期
職責の実態と給与の級との関係が不適切な職等（いわゆる「わたり」）の見直し	・ 職務や責任の実態と給与上の職務の級の格付けとの関係が不適切な職の廃止又は格付けの見直し 【行政職の例】…他の給料表についても同趣旨の見直しを実施 主事：1～4級→1～3級（4級を廃止）〔1～2級〕 主任：4～6級→廃止 係長：4～6級→4～5級（6級を廃止）〔3級〕 主査：7～8級→廃止（8級は平成13年度から凍結） ※〔 〕は平成18年度に実施した職務の級の構成の変更後の級です。	平成18年2月1日 （経過措置：平成23年3月31日まで）
海事職給料表の新設	・ 船員に対する海事職給料表の新設（行政職給料表から海事職給料表へ切替え） ・ 航海手当（特殊勤務手当）の支給を、夜間及び警報、注意報の発令時に限定 ・ 旅行手当の廃止	平成20年4月1日
初任給の引上げと高齢者層の昇給の抑制	・ 初任給の引上げ（行政職大卒の場合：1級25号給[170,200円]→1級29号給[176,800円]） ・ 50歳を超える職員の標準の昇給号給数を4号給（管理職層は3号給）から2号給（55歳を超える職員は2号給から1号給）に抑制	平成20年4月1日
研究職給料表の見直し	・ 職務及び人事管理の実態を踏まえ、行政職給料表との均衡を考慮した給料表に見直し	平成23年4月1日

特殊勤務手当の適正化	<ul style="list-style-type: none"> 支給対象業務及び支給方法の抜本的な見直し 手当の廃止：手当（訓練指導手当、特殊自動車運転手当、けん銃操作法指導手当、発電所集中制御業務手当等） 支給方法の変更（警察職員の作業手当等を月額から日額へ） 手当の減額（医療業務手当） 運転免許技能試験手当の廃止 	平成18年4月1日
その他の手当の適正化	<ul style="list-style-type: none"> 給料の調整額、農林漁業改良普及手当及び産業教育手当の廃止 へき地手当の支給率の引下げ（4/100～16/100→1/100～6/100） 特地勤務手当の廃止 	平成18年4月1日
現業職の給与の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 行政職1～5級〔1～3級〕相当の水準まで引下げ（従来は行政職7級相当水準） 職責に基づかない職務の級の格付けの廃止 → 車庫長、守衛長等の特定の職に任用された者に限り、行政職4・5級〔3級〕相当とする（他は1～3級〔1～2級〕相当）。 <p>※〔 〕は平成18年度に実施した職務の級の構成の変更後の級です。</p>	平成21年4月1日 平成17年9月1日 （経過措置：平成23年3月31日まで）

（注）上掲のほか、国の給与構造改革に準じた制度改正（給料表の改正、勤務実績・成績に応じ号給を決定する査定昇給制度の導入、退職手当の算定方法の見直し等）を平成18年度より実施しています。

（2）人件費の状況（平成23年度普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (平成24年3月末現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	平成22年度 の人件費率
平成23年度	588,715人	337,485,541千円	14,905,809千円	94,128,530千円	27.9%	26.5%

（注）1 実質収支は、当該年度における剰余金です。
2 人件費には、職員共済費、県議会議員並びに知事及び副知事の報酬等を含みます。

（3）職員給与費の状況（平成23年度普通会計決算）

区 分	職 員 数 A	給 料 与 費				1人当たりの給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成23年度	10,466人	43,851,035千円	7,343,929千円	15,330,196千円	66,525,160千円	6,356千円

（注）1 職員数は、平成23年4月1日現在の人数です。
2 職員手当には、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

（4）給与改定の状況

ア 月例給

区 分	人事委員会の勧告			
	民間給与 A	職員給与 B	較 差 A-B	勧 告 (改定率)
平成23年度	338,672円	340,605円	△1,933円 (△0.57%)	△2,028円 (△0.6%)

（注）「民間給与」及び「職員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与額です。

イ 特別給

区 分	人事委員会の勧告			
	民間の支給割合 A	職員の支給月数 B	較 差 A-B	勧 告 (改定月数)
平成23年度	3.95月	3.90月	0.05月	—

（注）「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「職員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

（参考）特別給の支給月数等の推移

本県では、従来から県内民間との均衡を考慮して改定を行ってきたところです。これにより平成23年度の本県の支給月数は都道府県中43位となっています。

区分	県職員の支給月数		県内民間の 支給割合	国家公務員の 支給月数(改定後)
	改定前	改定後		
平成21年度	4.02月	3.86月	3.86月	4.15月
平成22年度	3.86月	3.90月	3.90月	3.95月
平成23年度	3.90月	据置	3.95月	3.95月
平成24年度	(3.90月)	(据置)	(3.84月)	(3.95月)

（注）平成24年度は、「県職員の支給月数(改定後)」は人事委員会勧告、「国家公務員の支給月数(改定後)」は人事院勧告で勧告された支給月数です。

（5）一般行政職給料表の状況（平成24年4月1日現在）

（単位：円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1号給の給料月額	131,100	179,800	216,200	256,500	283,300	304,700	348,500	393,600	444,800
最高号給の給料月額	238,700	305,600	351,000	382,600	394,800	401,700	431,100	455,000	508,100

(6) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成24年4月1日現在。企業局及び病院局を除く。以下(7)から(13)までにおいて同じ。）

区 分	一 般 行 政 職			警 察 職			高等学校教育職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
鳥取県	317,813円	392,199円 344,015円	42.4歳	309,772円	430,720円 333,742円	37.8歳	379,230円	418,643円 397,171円	43.6歳
都道府県平均	339,183円	425,668円	43.7歳	324,966円	477,711円	39.4歳	386,168円	447,080円	44.8歳
国	304,944円 (329,917円)	372,906円 (401,789円)	42.8歳	297,622円 (316,195円)	346,716円 (367,421円)	41.2歳	—	—	—

区 分	小・中学校教育職			研 究 職			医師等医療職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
鳥取県	379,301円	412,896円 395,881円	45.3歳	315,501円	378,055円 341,370円	39.9歳	448,939円	960,612円 842,362円	42.8歳
都道府県平均	372,838円	426,886円	43.9歳	363,074円	434,239円	43.4歳	453,573円	947,034円	44.3歳
国	—	—	—	369,827円 (402,533円)	505,657円 (549,821円)	45.1歳	455,222円 (492,913円)	775,210円 (820,695円)	50.2歳

区 分	薬剤師等医療職			看護師等医療職			海 事 職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
鳥取県	290,478円	343,131円 309,626円	39.8歳	286,332円	340,585円 300,365円	39.1歳	319,327円	384,255円 349,975円	40.7歳
都道府県平均	331,181円	394,859円	42.5歳	318,462円	394,432円	40.5歳	—	—	—
国	290,608円 (309,588円)	329,579円 (350,029円)	44.6歳	298,203円 (313,617円)	326,642円 (342,896円)	45.7歳	—	—	—

区 分	現業職					民間（現業職）			参考（現業職）		
	平均給料月額	平均給与月額（A）	平均給与月額（時間外勤務手当等を含まない額）	平均年齢	職員数	平均給与月額（B）	平均年齢	A/B（参考）	年収ベース（試算値）の比較		
									公務員（C）	民間（D）	C/D
鳥取県	299,427円	344,976円	314,390円	48.5歳	198人	—	—	—	—	—	—
用務員	289,494円	314,975円	304,094円	45.7歳	35人	206.6千円	53.5歳	1.52	4,930.5千円	2,861.4千円	1.72
自動車運転手	301,770円	362,007円	320,718円	47.9歳	57人	211.7千円	52.8歳	1.71	5,577.4千円	2,826.0千円	1.97
守衛	313,200円	357,305円	332,144円	51.2歳	9人	159.0千円	59.2歳	2.25	5,580.5千円	2,012.8千円	2.77
その他	295,243円	329,620円	299,245円	52.3歳	97人	—	—	—	—	—	—
都道府県平均	332,500円	389,984円	—	49.8歳	—	—	—	—	—	—	—
国	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

- (注) 1 一般行政職とは、行政職給料表適用者のうち、国における税務職俸給表の適用を受けるものに相当する職員などを除いたものです。
- 2 研究職は、試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に係るものです。
- 3 平均給料月額は、手当を含まない給料（教職調整額を含む。）の平均月額です。
- 4 平均給与月額は、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です（鳥取県の上段、都道府県平均）。なお、鳥取県の下段及び国の額は、手当のうち時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当を含まない額です。
- 5 都道府県平均の数値は平成23年4月1日現在、国の数値は平成24年1月15日現在のものです。
- 6 国の数値で括弧書きのものは、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）に基づく給与減額支給措置による減額前の額です。
- 7 現業職の民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています（平成21年～23年の平均）。
- 8 現業職の職種については、用務員、自動車運転手、守衛はそれぞれ賃金構造基本統計調査における「用務員」、「自家用自動車運転手」、「守衛」と比較していますが、年齢、業務内容、雇用形態等完全に一致していません。
- 9 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(7) 職員の初任給の状況（平成24年4月1日現在）

(単位：円)

区 分	鳥取県	国	
一般行政職	大学卒	172,900	172,200
	高校卒	139,700	140,100
警察職	大学卒	200,500	200,000
	高校卒	159,200	161,500
高等学校教育職	大学卒	193,100	—
	高校卒	149,700	—

小・中学校 教育職	大学卒	193,100	-
	高校卒	149,700	-
研究職	大学卒	179,100	176,900
医師等 医療職	大学6卒	287,100	237,700
薬剤師等 医療職	大学6卒	197,500	200,800
	大学卒	178,400	178,200
	短大3卒	168,800	167,000
看護師等 医療職	短大3卒	191,700	188,900
海事職	大学卒(航海士等)	213,900	-
	大学卒(甲板員等)	197,400	-
現業職	高校卒	135,400	-

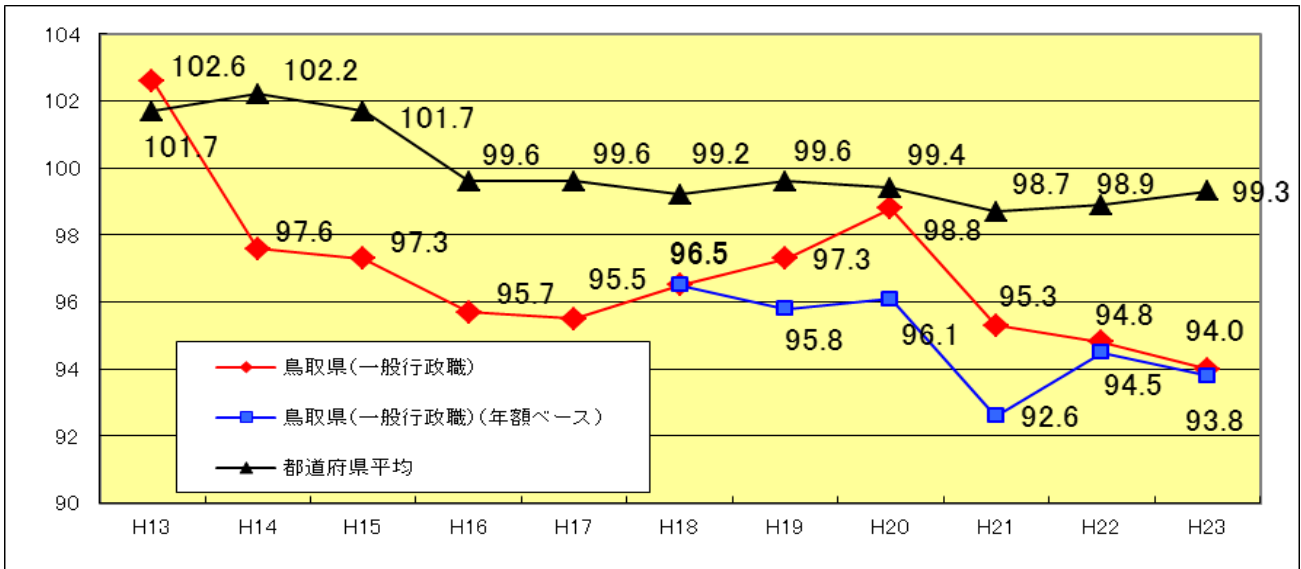
(注) 平成20年度から、人事委員会勧告に伴い初任給の引き上げを行いました。なお、この勧告は、県内民間事業所従業員の初任給が職員の初任給を大きく上回っていることによりなされたものです。

(8) 職員の経験年数別及び学歴別の平均給料月額状況(平成24年4月1日現在)

区 分		経験年数				
		10年	15年	20年	30年	40年 (大卒は35年)
一般行政職	大学卒	250,884円	292,609円	333,919円	389,788円	419,815円
	高校卒	216,210円	248,438円	288,632円	361,200円	405,657円
警 察 職	大学卒	283,100円	336,800円	※2 386,800円	404,350円	406,915円
	高校卒	243,830円	287,611円	336,156円	399,872円	401,408円
高等学 校教 育職	大学卒	298,306円	341,570円	373,808円	412,348円	428,297円
	高校卒	-	-	※3 290,583円	※4 356,650円	-
小・中 学教 育職	大学卒	301,191円	341,085円	364,412円	396,649円	419,892円
研 究 職	大学卒	260,515円	292,173円	352,015円	※4 399,900円	423,050円
薬 剤 師 等 医 療 職	大学卒	242,871円	※1 280,117円	334,233円	345,020円	※5 399,967円
現 業 職	高校卒	-	-	276,325円	304,767円	313,440円

(注) 1 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴等の期間を県職員の期間として換算した年数を加算したものです。
 2 ※1から※5までの各欄は、該当職員数がわずかであるため、次に掲げる経験年数の職員の平均給料月額を代わりに記載しています。
 ※1：14年、※2：19年、※3：21年、※4：29年、※5：34年
 3 経験年数別の職員数が少ない職については、記載していません。

(9) 一般行政職の給料月額の国との比較(ラスパイレス指数)の状況



(注) 1 ラスパイレス指数は、国を100とした場合の鳥取県の給与水準の割合を示す指標です(各年4月1日現在)。
 100より大きいと県の平均給与が国を上回り、100より小さいと県の平均給与が国を下回っていることを表します。
 2 平成14年度の大きなラスパイレス指数の変動は、平成14年度から職員の給与を削減する措置を行ったことが主な要因です。
 (鳥取県では、民間の雇用情勢が大変厳しい状況にあることから、平成14年度から平成16年度までの3年間、職員の給与を削減し、それによって得られた財源を雇用創出施策の実施に充てました。また、地方交付税の大幅な削減等により、県財政が非常に深刻な状況にあるため、平成17年度から平成19年度までの3年間、職員の給与を削減し、県財政の再建を支えました。)
 3 鳥取県では平成19年度から期末手当の支給割合を国と比べて引き下げ、異なる支給割合としていることから、その影響額も含めた年額ベースでの国との比較(理論値)を参考に掲載しました。
 【平成23年計算式】

$$\frac{\text{鳥取県平均給料月額} \times 12\text{月} + \text{期末・勤勉手当}(3.9\text{月分})}{\text{国平均給料月額} \times 12\text{月} + \text{期末・勤勉手当}(3.95\text{月分})} \times 100$$

(10) 職員の給与の削減のための特例措置の状況

該当なし

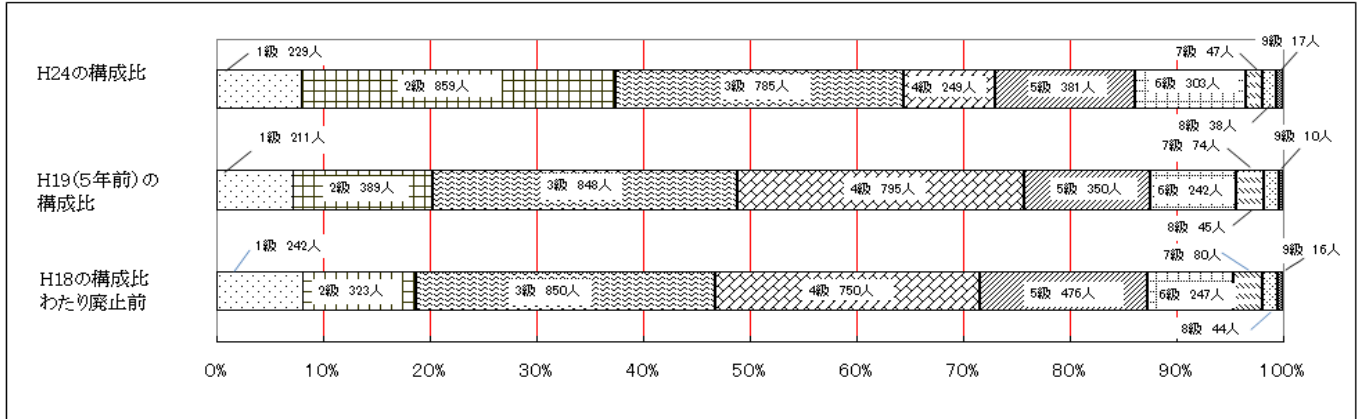
なお、本県では、時限的、特例的ないわゆる「給与カット」を行っていませんが、「わたり」の廃止や諸手当の見直し等本県独自の給与制度の適正化を行い、併せて県内民間の水準を考慮した給与改定を行うことにより、恒常的に給与カットと同等以上の人件費削減効果が見込まれるところです。

(11) 一般行政職の級別の職員数の状況（平成24年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級（1・2級）	主事及び技師	229人	7.9%
2級（3級）	主事及び技師	859人	29.5%
3級（4・5級）	係長	785人	27.0%
4級（6級）	課長補佐	249人	8.6%
5級（7級）	課長補佐	381人	13.1%
6級（8級）	課長	303人	10.4%
7級（9級）	課長	47人	1.6%
8級（10級）	次長	38人	1.3%
9級（11級）	部長	17人	0.6%

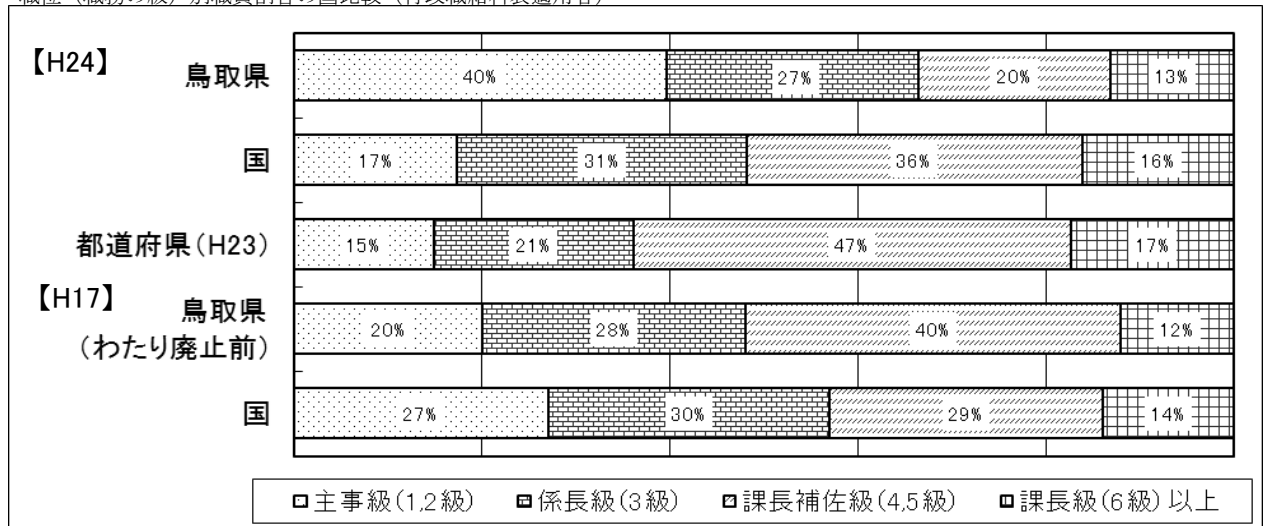
- (注) 1 級は、一般行政職の職務を、その難易度等に応じて分類したものです。
 2 ()内の数値は、平成18年度から実施した職務の級の構成の変更以前の級です。
 3 標準的な職務内容は、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

ア 鳥取県の職位（職務の級）別職員割合の推移



(注) 「わたり」の廃止（平成18年2月）に伴い、円滑な制度移行を図るため、平成19年度末まで2年間を重点期間として、課長補佐級、係長級の整理等を行った上で、平成20年4月1日に給料の級・号給の切替えを行いました。そのため、平成20年度以降は平成19年度に比べ、4級の職員の数が大きく減り、一方、2級の職員数は大きく増えています。

イ 職位（職務の級）別職員割合の国比較（行政職給料表適用者）



- (注) 1 都道府県平均の数値は、各都道府県人事委員会が公表している行政職給料表の在級分布の状況を基に職務の級により区分・集計したものです。なお、東京都及び大阪府については独自給料表であり比較できないため集計の対象になっていません。
 2 この表は行政職給料表適用者を対象としたものであるため、一般行政職（（6）注1を参照。）を対象としている上記2つの表とは職位別の職員割合は一致しません。

○ 「わたり」の廃止とは

「わたり」は、年功的に給与を決定する仕組みであり、職員の給与は職務の内容や責任の重さに応じたものでなければならぬことが定められている地方公務員法の規定に照らして、不適切な面があったことから、抜本的に見直しを行い、平成18年2月に廃止したものです。

ウ 「わたり」の廃止に伴う職務の級の切替えの例（行政職の場合）

職名	H18. 2 以前 (見直し前)	H18. 4. 1 給与構造改 革による給 与切替後	見直し後 (経過措置)		制度完成後
			H19. 4. 1	H20. 4. 1 H23. 4. 1 までの4年間 給料月額額の激減緩和措 置あり	
主査	7～8級	5級	廃止 →課長補佐級へ昇任し ない限り4級暫定主 任(課長補佐級へ)	廃止 →係長級へ昇任しな い限り1～2級へ	廃止
係長	4～6級	3～4級		4級廃止 →課長補佐級へ昇任し ない限り3級へ	3級
主任	4～6級	3～4級		廃止 →係長級へ昇任しな い限り1～2級(主事 級)へ	廃止
主事	1～4級	1～3級		3級廃止 →係長級へ昇任しな い限り1～2級(主事 級)へ	1～2級

(12) 昇給への勤務成績の反映状況（平成23年度）

昇給号数は、昇給日前1年間の勤務成績（本県では「人事評価」）に基づき次に掲げる表の区分により決定しています。
なお、昇給日は毎年4月1日です。

階 層	昇 給 区 分		I	II	III	IV	V
			極めて良好	特に良好	良好 (標準)	やや不良	不 良
非管理職層	評 価				S～B、C (単年)	C (2年連続)	D
	号数	50歳を超えない職員			4	2	0
		50歳を超え、55歳を超えない職員			2	1	0
		55歳を超える職員 初任層職員			1 5	0 2	0 0
管理職層 (課長級以上)	評 価			S、A	B	C	D
	号数	50歳を超えない職員		6	3	2	0
		50歳を超え、55歳を超えない職員		3	2	1	0
		55歳を超える職員		2	1	0	0

- (注) 1 非管理職層については、基本的にⅢを適用しています。
 2 管理職層については、評価に基づきⅡ～Ⅴに区分しています。なお、知事部局（一般行政職）で、人事評価により1区分上位に決定された職員の割合は、70.9パーセントです。
 3 昇給区分の決定は、標準より上位に決定される場合（前年度昇給日から当年度昇給日の前日までの期間に昇任、博士号取得等があった場合）及び標準より下位に決定される場合（前年度昇給日から当年度昇給日の前日までの期間に懲戒処分、欠勤、病気休暇取得等により勤務日不足の場合）があります。
 4 平成20年度から、50歳を超える職員の標準の昇給号給数を2号給（55歳を超える職員は1号給）に抑制しています。
 5 初任層職員とは、新卒採用後一定期間にある職員及びこれに相当する職員です。

(13) 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

(ア) 概要

民間企業におけるボーナスに相当する手当です。そのうち、勤勉手当は、勤務成績に応じて支給額を決定します。

(イ) 制度内容（平成24年4月1日現在）

(算定方法)

期末手当 = 基準日の給料月額等 × 支給割合 × 期間率

勤勉手当 = 基準日の給料月額等 × 成績率 × 期間率

(注) 1 「基準日」は、6月1日又は12月1日です。

2 「基準日の給料月額等」は、基準日の給料月額に、職制上の段階、職務の級等に応じた加算額を加えた額です。

3 勤勉手当の「成績率」は、基準日以前6月間の勤務成績を5段階に評価し、それに応じて率を決定します。

4 「期間率」は、基準日以前6月間に勤務していない期間がある場合に、その期間の長さに応じて減額する率です。

(平成23年度の支給割合及び成績率)

区 分	再任用職員以外の職員			再任用職員			国（再任用職員以外の職員）		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.13月分 (0.93)	0.725月分 (0.925)	1.855月分 (1.855)	0.61月分 (0.51)	0.35月分 (0.45)	0.96月分 (0.96)	1.225月分 (1.025)	0.675月分 (0.875)	1.9月分 (1.9)
12月期	1.32月分 (1.12)	0.725月分 (0.925)	2.045月分 (2.045)	0.71月分 (0.61)	0.4月分 (0.5)	1.11月分 (1.11)	1.375月分 (1.175)	0.675月分 (0.875)	2.05月分 (2.05)
計	2.45月分 (2.05)	1.45月分 (1.85)	3.9月分 (3.9)	1.32月分 (1.12)	0.75月分 (0.95)	2.07月分 (2.07)	2.6月分 (2.2)	1.35月分 (1.75)	3.95月分 (3.95)

(注) 1 勤勉手当の成績率は、総額を算出するための支給割合を掲げています。（最も多くの職員に適用される支給割合は0.71月(0.91月)です。）

2 ()内の数値は、特定幹部職員（次長級以上の職員）に適用される支給割合及び成績率です。

(ウ) 支給実績（平成23年度）

年間支給総額	支給職員数（平成23年12月）	1人当たりの平均支給年額
15,320,665 千円	10,918人	1,403,248 円

(参考)平成24年6月期末・勤勉手当について

鳥取県（一般行政職：管理職除く）		国（行政職：管理職除く）	
平均年齢	40.7歳	平均年齢	35.8歳
平均給与月額 （給料＋扶養手当＋地域手当）	308,204円	平均給与月額 （俸給＋扶養手当＋地域手当等）	約305,400円
支給月額 （期末1.13月、勤勉0.71月）	1.84月	支給月額 （期末1.225月、勤勉0.645月）	1.87月
平均支給額	567,095円	平均支給額	513,000円

(注) 1 国の数値は、総務省の報道資料によるものです。（国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく給与減額支給措置（9.77%減）による減額後の額です。）

2 勤勉手当の支給月数は、成績標準者の月数です。

(エ) 勤勉手当への勤務実績の反映状況

鳥取県では、評価期間における勤務実績に基づき、次に掲げる表の区分により成績率を決定しています。なお、勤務実績の評価は、絶対評価であり、実際の評価の方法については、人事評価の基準の一部を準用しています。

	1	2	3	4	5	
成績率	特定幹部職員	110/100	96/100	91/100	70/100	45/100以下
	その他の職員	90/100	80/100	71/100	55/100	40/100以下

(注) 成績率は、表区分より低い率に決定される場合（評価期間に懲戒処分等があった場合）があります。

イ 退職手当

(ア) 概要

常勤の職員（臨時的任用職員及び再任用職員を除く。）が退職した場合に支給します。

(イ) 制度内容（平成24年4月1日現在）

(算定方法)

支給額 = 退職手当の基本額（退職日の給料月額 × 支給率） + 退職手当の調整額

(注) 1 退職手当の調整額は、在職中の職務貢献度によって手当額に較差を設けるものであり、具体的には職員が受けていた給料表、職務の級等に応じて決定します。

2 25年以上勤続した年齢50歳以上の職員が、定年前に勲褒等により退職する場合には、「給料月額」に、定年前の年数1年当たり2パーセント（最高20パーセント）の加算があります。

(退職手当の基本額の支給率)

区 分	自己都合	勲褒・定年・早期退職
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
勤続40年	53.5 月分	59.28 月分

(退職手当の調整額の区分)

区 分	調整月額	行政職給料表の場合	
		平成8年4月1日から 平成18年3月31日まで	平成18年4月1日以降
第1号	50,000円	11級	9級
第2号	45,850円	10級	8級
第3号	41,700円	9級	7級
第4号	33,350円	8級	6級
第5号	25,000円	7級	5級
第6号	20,850円	6級	4級
第7号	16,700円	5級又は4級	3級
第8号	0円	3級以下	2級以下

(注) 1 退職手当の調整額は、在職期間を月ごとに第1号～第8号に区分し、額の多いものから60月分を合計した額です。

2 制度については、国と同じです。

(ウ) 支給実績（平成23年度）

年間支給総額	支給職員数	1人当たりの平均支給年額
6,785,594千円 (6,400,352 千円)	306人 (247人)	22,175,144 円 (25,912,355 円)

(注) ()内は、勲褒、定年及び早期退職制度による退職者への支給実績を再掲したものです。

ウ 地域手当

(ア) 概要

民間賃金、物価及び生計費が特に高い東京、大阪等の地域に在勤する職員等に支給します。

(イ) 制度内容 (平成 24 年 4 月 1 日現在)

(算定方法)

支給月額 = (給料月額 + 管理職手当 + 扶養手当) × 支給率

(注) 支給率は、職員が在勤する地域ごとに定めています。各地域の支給率は、次の「(ウ)支給実績」に掲げています。

(ウ) 支給実績 (平成 23 年度)

年間支給総額		25,705 千円	
支給職員数		51 人	
1人当たりの平均支給年額		504,022 円	
支給対象地域 (主な該当機関)	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
特別区等 (東京本部)	18 %	21 人	18 %
大阪市等 (関西本部)	15 %	14 人	15 %
名古屋市等 (名古屋本部)	12 %	6 人	12 %
その他派遣地域	10 %	2 人	10 %
	6 %	7 人	6 %
	3 %	1 人※	—
平均支給率	14.2%	—	14.2 %

※奈良県への派遣職員であり、奈良県の規程に基づき支給

エ 特殊勤務手当

(ア) 概要

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他特殊な勤務に従事する職員に、その特殊勤務の実績に応じて支給します。

(イ) 制度内容 (平成 24 年 4 月 1 日現在) 及び支給実績 (平成 23 年度)

年間支給総額		473,247 千円			
1人当たりの平均支給年額		91,661 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合		49.6 %			
手当の種類 (手当数)		42 種類 (知事部局 18種類 教育委員会 5種類 警察 19種類 (うち知事部局と重複する手当を除いたもの15種類))			
手当名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価等	年間支給額	支給人員 (延べ)
困難折衝等業務手当	県税局職員	納税義務者、特別徴収義務者等を訪問し、接見して行う徴収、調査又は差押え等の業務	日額600円 (4時間未満60/100) (相手方が積極的加害意思 日額1,200円)	651千円	34人
	県土整備局職員及び農林局職員	用地の取得、使用又は損失の補償のために、土地所有者又は関係人を訪問し、直接接見して行う折衝の業務のうち、心身に著しい負担を与えるもの	日額600円 (4時間未満60/100) (相手方が積極的加害意思 日額1,200円)	8千円	7人
	社会福祉主事及び児童福祉司	社会福祉法等に基づき、要保護者又は援護、育成若しくは更正その他の措置を要する者を訪問し、接見して行う指導、相談又は調査等の業務	日額600円 (4時間未満60/100) (相手方が積極的加害意思 日額1,200円)	90千円	19人
	精神保健福祉センター職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく調査、立会い若しくは精神障害者を訪問して行う精神障害者の福祉等に関する相談又は指導等の業務	日額600円 (4時間未満60/100) (相手方が積極的加害意思 日額1,200円)	9千円	12人
	児童指導員	緊急に児童を一時保護する業務及び当該業務に付随する一連の要保護者、親権者等に接見して行う指導、相談又は調査の業務	日額600円 (4時間未満60/100) (相手方が積極的加害意思 日額1,200円)	—	—
	職員	勤務公署以外の場所において、公用の携帯電話等を用いて正規の勤務時間以外の時間に行う心身に著しい負担を与える児童虐待、配偶者からの暴力等に係る相談又は通報への対応等の業務	月額11,000円	4,840千円	42人
防疫等業務手当	職員	病原体に汚染されている区域において行う患者の看護、病原体の付着した物件等の処理作業、患者の移送業務	日額300円	383千円	37人
	衛生環境研究所職員	感染症の病原体が付着した物件等に対する検査、調査等の業務	日額300円 (4時間未満60/100)		
	家畜保健衛生所職員	伝染性疾患の病原体に汚染されている区域において行う患者の処理、解剖又は解体検査等の業務	患者の処理等 日額300円 死亡畜の解剖等及び患者等の解体検査等 日額1,200円		
	保健所保健師	結核患者の療養指導、問診、入院勧告及び感染症患者検査における採血等の業務	日額300円 (結核療養指導等は4時間未満60/100)		

児童生活支援業務手当	喜多原学園職員	喜多原学園の児童生活指導業務	月額22,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100	8,231千円	51人
	皆成学園保育士	皆成学園における起居を共にして行う児童生活指導業務	月額11,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100		
放射線取扱手当	診療放射線技師	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業（1月に実効線量100マイクロシーベルト以上の外部放射線を被ばくする場合に限る。）	月額5,500円	71千円	2人
医療業務手当	総合療育センター医師及び歯科医師	患者に接して行う医療業務又は公衆衛生業務	総合療育センター院長 月額44,000円 同副院長等 月額29,000円 同医長等 月額24,000円 医師等 月額20,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100	2,698千円	12人
	精神保健福祉センター、保健所等医師及び歯科医師		所長等 日額1,220円 課長等 日額1,110円		
海上危険業務手当	漁業取締船、水産試験船又は実習船の乗組員	海上で行う次に掲げる業務 ア 注意報及び警報のうち航海において危険と認められるものが行われている期間に行われる巡視、試験調査、実習又は講習のための航海の業務 イ 日没時から日出時までの間において行われる試験調査、実習又は講習の業務	日額600円 (4時間未満60/100)	939千円	81人
夜間定時制業務兼務手当	全日制課程又は昼間において授業を行う定時制課程の授業に従事することを本務とする教育職員	本務に係る正規の勤務時間を超えて夜間における定時制課程の授業に従事する業務	授業1時間600円	144千円	4人
乗船実習指導手当	教育職員	実習船に乗り組み、航海中に生徒に対して行う実習指導業務	日額5,100円	1,117千円	8人
種雄牛馬等取扱手	畜産試験場職員、中小家畜試験場職員及び倉古農業高等学校職員	種雄牛馬又は種雄豚の自然交配、精液の採取等のため種雄牛馬又は種雄豚を御する作業及び恒温室における精液の保存処理作業	日額300円 (4時間未満60/100)	310千円	11人
	総合事務所職員	鳥獣の捕獲、搬送等の業務	日額300円 (4時間未満60/100)		
多学年学級担当手	小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級を担当する教育職員のうち、教諭、助教諭及び講師	当該学級における授業又は指導業務(2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級を引き続き1週間以上担当する場合に限る。)	3学年学級 日額350円 2学年学級 日額290円	116千円	2人
取締等業務手	漁業取締船乗組員	海上で行う漁具等の検査、証拠物件の押収若しくは被疑者の検挙又はこれらの船舶の追跡その他の取締業務	日額600円	37千円	6人
	麻薬取締員	麻薬及び向精神薬取締法第54条第5項に規定する職務			
爆発物検査手	消防チーム職員	大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺における火薬類取締法等の規定に基づく立入検査	日額300円	—	—

と畜検査等業務手当	食肉衛生検査所職員	と畜検査員が行う獣畜のと殺検査、解体検査等の業務	月額22,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100	2,539千円	19人
		解体された獣畜の肉、内臓、血液等の採取及び検査業務	月額11,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100		
		食肉衛生検査所長が行う獣畜のと殺検査、解体検査等の業務	月額1,200円		
狂犬病等業務手当	総合事務所職員	犬の検診、狂犬病の予防注射又は野犬等の收容等の業務	日額300円 (4時間未満60/100)	186千円	47人
		野犬等の殺処分等の業務	日額600円		
夜間看護手当	総合療育センター看護師及び准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)において行われる看護等の業務	深夜勤務4時間以上 1回3,300円 2時間以上4時間未満 1回2,900円 2時間未満 1回2,000円 (勤務交代の加算あり)	10,552千円	39人
潜水手当	職員	潜水器具を着用して従事する潜水作業	潜水深度20メートルまで 1時間300円 20メートルを超え、30メートルまで 1時間600円 30メートルを超えるとき 1時間1,200円	19千円	6人
特殊現場作業手当	県土整備局職員及び農林局職員	地上又は水面上15メートル以上の足場の不安定な箇所で行う工事の監督、検査、測量、調査、指導等の業務	日額300円 (4時間未満60/100)	867千円	131人
		夜間、警報発令時等に交通を遮断することなく行う道路維持修繕、除雪等の作業	日額600円 (4時間未満60/100)		
		トンネルの坑内で行う監督、検査、測量、調査、指導等の業務	日額300円 (4時間未満60/100)		
		道路等における鳥獣死体処理作業	日額300円		
家畜保健衛生業務手当	家畜保健衛生所獣医師	家畜保健衛生所法に規定する家畜の伝染病の予防又は保健衛生のために必要な試験、検査、診断等の業務で家畜等に直接接して行うもの	日額300円 (4時間未満60/100)	2,550千円	104人
		患畜等の解体検査等の業務	日額1,200円		
	家畜保健衛生所獣医師及び中小家畜試験場職員	死亡畜の解剖業務	日額1,200円		
有害物等取扱手当	試験場職員及び高等技術専門校職員	密閉した建築物等の内部で行うクロールピクリン、ホルマリン又は二硫化炭素を使用して行うくん蒸作業、毒物及び劇物に関わる作業のうち大量のガスの発生を伴うもの	日額300円	9千円	2人
	農林局職員	建築物等の内部で行う毒物その对人体に有害な成分を含有する危険物質の散布作業又はその現場における直接の指導業務	日額300円 (毒物以外4時間未満60/100)		
環境衛生検査等業務手当	生活環境局職員	アスベスト除去作業立入検査業務	日額300円 (4時間未満60/100)	20千円	9人
教員特殊業務手当	教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員	非常災害時における児童又は生徒の保護等の業務 児童又は生徒の疾病等に伴う救急の業務 児童又は生徒に対する緊急の補導業務	日額3,200円 (心身に著しい負担加算あり) 救急、補導業務の場合 日額3,000円	272,484千円	11,570人
		修学旅行、林間・臨海学校等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊まりを伴うもの	1時間以上2時間未満 600円		
		対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊まりを伴うもの又は週休日等に行うもの	2時間以上3時間未満 1,200円 3時間以上4時間未満 1,800円		
		部活動における児童又は生徒に対する指導業務で週休日等に行うもの	4時間以上5時間未満 2,400円		

		農場等の管理業務、家畜及び家畜舎等の管理業務又は家畜等の分娩の補助に係る業務で週休日等に行うもの	5時間以上6時間未満 3,000円 6時間以上 3,600円		
		入学者選抜における採点又は合否判定の業務で週休日等に行うもの	日額900円		
		特別支援学校に勤務する主幹教諭、教諭、助教諭又は講師が行う児童又は生徒への直接指導業務	月額5,500円 ただし、従事日数が少ない場合は減額		
		小学校若しくは中学校の特別支援学級を担当すること又は通級による指導を担当することを本務とする教諭、助教諭又は講師が行う児童又は生徒への直接指導業務	1日～7日 30/100 8日～14日 60/100		
災害応急作業等手当	防災局職員	航空機に搭乗して行う消火活動、救急業務その他の消防活動、防災業務、教育訓練等の業務	1時間1,200円 教育訓練 1時間600円 (夜間等の加算あり)	1,036千円	39人
	職員	異常な自然現象又は大規模な事故等により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において行う巡回監視業務	日額600円 (危険区域等の加算あり)	62千円	13人
		異常な自然現象又は大規模な事故等により重大な災害が発生し、又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業等業務	日額1,200円 (危険区域等の加算あり)		
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に所属する教諭及び養護教諭	教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言等の業務	日額200円	50,892千円	1,102人
犯罪予防・捜査手当	警察職員	犯罪予防、捜査及び被疑者の逮捕の作業	日額560円 (逮捕以外4時間未満60/100) 捜査本部職員 日額280円加算	16,004千円	658人
警ら手当	警察職員	警ら活動中の犯罪の予防又は検挙、事件又は事故の処理、交通の指導取締り、少年の補導、不審者への職務質問、市民に対する保護その他の作業	日額340円 (4時間未満60/100)	17,921千円	479人
犯罪鑑識手当	警察職員	犯罪鑑識作業、実験用爆発物の製造若しくは解体作業又は実験用爆発物を用いて行う爆発実験作業	現場におけるもの 日額560円 現場以外におけるもの 日額280円 (4時間未満60/100)	1,082千円	237人
交通捜査取締り手当	警察職員	交通事件又は交通事故の捜査作業	日額560円 (逮捕以外4時間未満60/100) 高速道路上において従事した場合 日額280円加算	8,751千円	655人
		交通取締り用自動二輪車に乗車して行う交通取締り作業	日額560円 (4時間未満60/100)		
		高速道路上において行う交通取締り作業	日額460円 (4時間未満60/100)		
		上記以外の交通取締り作業	日額310円 (4時間未満60/100)		
死体取扱手当	警察職員	検視作業	1体3,200円	14,813千円	595人
		死体取扱作業	日額1,600円 (特別な状態にある死体の加算あり)		
看守手当	警察職員	留置施設における被疑者の看守作業、被疑者の護送作業	日額330円 (4時間未満60/100)	4,624千円	338人
緊急走行手当	警察職員	緊急自動車に乗車して行う緊急走行作業	日額420円	244千円	211人
警備艇運航手当	警察職員	夜間、警報発令時等に警察活動のため警備艇を運航する作業	日額300円 (4時間未満60/100)	—	—
通信指令手当	警察職員	通信指令課に勤務する職員による緊急通報の受理及びこれに伴う警察無線電話による指令の通信の作業	日額230円 (4時間未満60/100)	928千円	25人
特殊危険物質危険区域内作業手当	警察職員	サリン等による被害の危険がある区域内において行う作業	日額250円 (4時間未満60/100)	—	—

潜水手当	警察職員	潜水器具を着装して行う潜水作業	潜水深度20メートルまで 1時間300円 20メートルを超え、30メートルまで 1時間600円 30メートルを超えるとき 1時間1,200円 (危険環境等の加算あり)	2千円	6人
航空手当	操縦士の資格を有する警察職員	航空機の操縦作業	月額35,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～3日 30/100 4日～6日 60/100	5,351千円	18人
		航空整備士の資格を有する警察職員	航空機の整備作業		
	警察職員	航空機に搭乗して行う航空機の操縦作業	1時間5,100円 (夜間等の加算あり)		
		航空機に搭乗して行う航空機の整備作業	1時間2,200円 (夜間等の加算あり)		
		航空機に搭乗して行う捜索救難、犯罪の捜査又は鎮圧、警備、交通の取締り等の作業	1時間2,200円 (夜間等の加算あり)		
航空機に搭乗して行う教育訓練	1時間600円 (夜間等の加算あり)				
爆発物処理作業手当	警察職員	爆発物容疑物件に接近して行う作業	1回5,200円	140千円	21人
特殊危険物処理作業手当	警察職員	特殊危険物等が発散又は漏えいしている状況下で行う救助活動、被疑者の逮捕、捜索、差押又は検証等の捜査活動	1回5,200円	—	—
		特殊危険物等の処理作業	特殊危険物等が発散、漏えいしている状況下で行うもの 1回5,200円 特殊危険物等が発散、漏えいしていない状況下で行うもの 1回2,600円		
災害応急手当	警察職員	火薬類、高圧ガスによる大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う立入検査作業	日額300円	14,920千円	288人
		山岳における人命救助のための救難捜索で危険かつ困難を伴う作業	日額600円		
		異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用又は保守、鑑識等の作業	日額840円 (夜間等の加算あり)		
身辺警護手当	警察職員	天皇等の警衛作業	日額1,150円	102千円	37人
		その他の対象者の警衛作業又は警護作業	日額640円		
海外犯罪情報収集手当	警察職員	日本国外において行う犯罪の捜査に関する情報収集作業	日額1,100円	—	—
銃器犯罪捜査手当	警察職員	防弾装備を着装し、武器を携帯して行う銃器等を使用している犯罪現場における犯人の逮捕等の作業	日額1,640円	—	—
		防弾装備を着装し、武器を携帯して行う銃器を所持する犯人の逮捕の作業	日額1,100円		
		銃器犯罪捜査に付随して、銃器等の射程範囲内等への配置の指示を受け、犯人の逮捕等の作業を支援する作業	日額1,100円又は820円		
		銃器が使用された暴力団の対立抗争事件に伴う暴力団事務所等に対する張付け警戒の作業	日額820円		
夜間特殊業務手当	警察職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)において行われる業務	全部深夜勤務 1回1,100円 一部深夜勤務 2時間以上 1回730円 2時間未満 1回410円	27,120千円	515人
緊急呼出(加算)	警察職員	緊急の呼出しにより、正規の勤務時間以外の時間において従事した犯罪捜査等、鑑識、交通取締り、爆発物の処理又は特殊危険物の処理の作業	1回1,240円	383千円	158人

オ 時間外勤務手当

(ア) 概要

正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に支給します。

(イ) 制度内容(平成24年4月1日現在)

(算定方法)

支給額 = (時間外勤務1時間当たりの支給額) × (時間外勤務時間数)

(時間外勤務1時間当たりの支給額)

時間外勤務1時間当たりの支給額 = [(給料月額 + 地域手当 + 初任給調整手当 + へき地手当(これに準ずる手当を含む。) + 定時制通信教育手当 + 特地勤務手当に準ずる手当) × 12月] ÷ (38時間45分 × 52週 - 465分 × 18 ÷ 60) + 1時間当たりの特殊勤務手当] × 支給率

(支給率)

正規の勤務時間が割り振られた日における勤務 125/100 (午後10時から翌日の午前5時までの間の勤務は、25/100を加算、月60時間を越える勤務は150/100)

上記以外の勤務 135/100 (同上)

(ウ) 支給実績

年 度	年間支給総額	支給対象職員数 (各年4月1日現在)	1人当たりの 平均支給年額
平成23年度	2,138,527 千円	4,580 人	466,927 円
平成22年度	2,125,753 千円	4,675 人	454,707 円

カ その他の手当等

区 分	制度内容 (平成24年4月1日現在)	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	平成23年度支給実績
扶 養 手 当	ア 配偶者 月額10,500円 イ 配偶者以外の扶養親族 月額6,500円 ウ 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人目まで 月額11,000円 エ 15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(加算額) 1人月額5,000円 例 配偶者と子1人(16歳)を扶養親族としている場合 ア 10,500円 + イ 6,500円 + エ 5,000円 = 22,000円	異なる	配偶者を扶養している場合 月額13,000円支給	(総額) 1,243,168 千円 (職員数) 5,293 人 (平均) 234,870 円
住 居 手 当	借家・借間居住者(家賃月額12,000円以下の場合を除く。)家賃の額に応じ、最高月額27,000円まで支給 単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者 借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額	同じ	—	(総額) 577,550 千円 (職員数) 1,799 人 (平均) 321,040 円
通 勤 手 当	交通機関等利用者 運賃等の額を支給 〔・定期券と回数券のうち安価な方の額による。 ・定期券は、6月以内の最も長い期間のもの額による。 ・1月当たり55,000円を上限とする。〕 自動車等使用者 通勤距離に応じ、月額2,200円から46,400円までの範囲内で支給 特別急行列車等を利用する場合 上記の額に特別急行料金等の運賃等の2分の1の額を加算 駐車料金を負担している場合(パーク・アンド・ライド) 交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、交通機関の利用に伴って駐車場を利用し駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金を相当する額(1月当たり3千円を上限とする。)の通勤手当を支給 ノーマイカー運動に参加している場合 ノーマイカー運動参加者に対し、1月あたり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給	同じ	—	(総額) 975,960 千円 (職員数) 9,024 人 (平均) 108,152 円
教 職 調 整 額	義務教育諸学校等(小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校)の一定の教育職員に対し、その職務及び勤務態様の特殊性を考慮して支給 (算定方法) 支給月額 = 給料月額 × 4/100	異なる	鳥取県独自の制度	(総額) 846,518 千円 (職員数) 4,755 人 (平均) 178,027 円
管 理 職 手 当	一定の管理・監督の地位にある職員(管理職員)に対して支給(支給月額) 給料表、職務の級、手当区分に応じた定額	同じ	—	(総額) 730,412 千円 (職員数) 1,072 人 (平均) 681,355 円
初 任 給 調 整 手 当	採用による欠員補充が困難である職(医師・歯科医師・獣医師)の給与水準を調整し、人材確保を容易にするため支給(支給月額) 経験年数の増加に応じて減少する定額(最高月額306,000円)	同じ	—	(総額) 69,801 千円 (職員数) 33 人 (平均) 2,115,194 円

<p>単身赴任手当</p> <p>異動等を原因として単身赴任となった職員に対し、二重生活を送ることによる経済的負担を軽減すること等を目的に支給 (算定方法) 支給月額 = 23,000円 + 加算額 (加算額) 職員の住居と配偶者の住居の交通距離に応じて、6,000円から45,000円までの範囲内(交通距離が100キロメートル未満の場合は、加算なし)</p>	<p>同じ</p>	<p>—</p>	<p>(総額) 67,338 千円 (職員数) 208 人 (平均) 323,738 円</p>												
<p>へき地手当等</p> <p>山間地等生活の著しく不便な地に所在する小学校に勤務する教職員の特殊事情を考慮し、必要な人材確保を容易にすることで教育の振興を図ることを目的として支給 (算定方法) 支給月額 = (給料月額 + 扶養手当) × 支給率 (支給率) 学校ごとに2/100又は4/100の率(へき地手当に準ずる手当は1/100)</p>			<p>(総額) 2,377 千円 (職員数) 28 人 (平均) 84,903 円</p>												
<p>定時制通信教育手当</p> <p>高等学校の教育職員のうち、夜間の定時制教育又は通信教育に従事する職員に対し、その職務の複雑・困難性を考慮し、優秀な人材確保を容易にすることを目的に支給 (支給額) 定時制の課程を置く高等学校の職員に対しては月額20,000円、通信制の課程を置く高等学校の職員に対しては月額10,000円</p>			<p>(総額) 9,017 千円 (職員数) 44 人 (平均) 204,938 円</p>												
<p>特地勤務手当に準ずる手当</p> <p>生活の不便な地に所在する公署に異動し、異動に伴って住居を移転する場合における精神的な負担や生活の不便を考慮し、そのような公署にも必要な職員を配置しやすくするために支給 (算定方法) 支給月額 = (支給対象公署に異動した時点の給料月額 + 扶養手当) × 支給割合 (支給割合) 異動等の日からの経過期間等によって2/100から5/100の割合</p>	<p>同じ</p>	<p>—</p>	<p>(総額) — 千円 (職員数) — 人 (平均) — 円</p> <p>※職員数が少ないため、掲載していません。</p>												
<p>災害派遣手当</p> <p>災害応急対策又は災害復旧のため、県が、国又は他の地方公共団体から職員の派遣を受けた場合に、派遣職員に対して支給 (算定方法) 支給額 = 滞在日数 × 基準額 (基準額) 滞在期間の長さ及び利用する施設の種類に応じて、日額3,970円から6,620円までの範囲内</p>	<p>同じ</p>	<p>—</p>	<p>—</p>												
<p>休日勤務手当</p> <p>休日(国民の祝日及び年末年始)において、正規の勤務時間中に勤務した場合に支給 (算定方法) 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 135/100</p>	<p>同じ</p>	<p>—</p>	<p>(総額) 221,771 千円 (職員数) 750 人 (平均) 295,695 円</p>												
<p>夜間勤務手当</p> <p>正規の勤務時間が深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)にわたる職員に対し、その深夜の勤務に対する割増賃金として支給 (算定方法) 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 25/100</p>	<p>同じ</p>	<p>—</p>	<p>(総額) 76,079 千円 (職員数) 581 人 (平均) 130,945 円</p>												
<p>宿日直手当</p> <p>休日又は勤務時間外に、庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受、庁内の監視等を目的とする宿日直勤務を行った場合に支給 (支給額) 勤務1回当たり次の額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">一般の宿日直</td> <td style="width: 25%;">医師・歯科医師</td> <td style="width: 25%;">警察署当直責任者、事件当直者、学寮当直者等</td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td>— 般</td> <td>特 定 幹 部 職 員</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4,200円</td> <td>20,000円</td> <td>12,000円</td> <td>7,200円</td> </tr> </table> <p>(注) 宿日直勤務の時間が5時間未満の場合は、これらの1/2の額</p>	一般の宿日直	医師・歯科医師	警察署当直責任者、事件当直者、学寮当直者等		— 般	特 定 幹 部 職 員			4,200円	20,000円	12,000円	7,200円	<p>同じ</p>	<p>—</p>	<p>(総額) 281,725 千円 (職員数) 901 人 (平均) 312,680 円</p>
一般の宿日直	医師・歯科医師	警察署当直責任者、事件当直者、学寮当直者等													
— 般	特 定 幹 部 職 員														
4,200円	20,000円	12,000円	7,200円												
<p>管理職員特別勤務手当</p> <p>管理職員が臨時・緊急その他の公務運営の必要により、週休日又は休日に勤務した場合に支給(管理職員には通常の時間外勤務手当等は支給しません。) (支給額) 勤務1回当たり4,000円から12,000円までの範囲内(最高額は、部長級の職員等の場合) 勤務が6時間を超える場合には、150/100を乗じた額</p>	<p>同じ</p>	<p>—</p>	<p>(総額) 9,835 千円 (職員数) 33 人 (平均) 298,030 円</p>												
<p>義務教育等教員特別手当</p> <p>義務教育諸学校等の教育職員に優秀な人材を確保することを目的に支給 (支給月額) その者の属する職務の級及び受ける号給に応じて、月額2,000円から8,000円までの範囲内</p>			<p>(総額) 381,499 千円 (職員数) 5,257 人 (平均) 72,570 円</p>												

(注) 「平成23年度支給実績」欄の「(総額)」は平成23年度年間支給総額を、「(職員数)」は平成23年度支給職員数(一部は、平成23年4月1日現在支給対象職員数)を、「(平均)」は支給職員1人当たりの平均支給年額を表します。

(14) 特別職の報酬等の状況

ア 給料月額等（平成24年4月1日現在）

区 分	給料・報酬月額	期 末 手 当	退 職 手 当
知 事	1,200,000 円	(算定方法) 給料(報酬)月額×145/100×支給割合 (支給割合) (知事・副知事) 6月期 1.31 月分 12月期 1.40 月分 計 2.71 月分 (議長、副議長及び議員) 6月期 1.32 月分 12月期 1.42 月分 計 2.74 月分	(算定方法) 退職時の給料月額 × 在職月数 × 支給率 (支給率) 知事 50/100 副知事 40/100 (支給時期) 任期ごとに支給 (1期の手当額) 知事 28,800,000円 副知事 17,184,000円
副知事	895,000 円		※平成19年4月の改定により、知事、副知事等については、退職手当を大幅に引き下げるとともに、給与総額(退職手当を含む。)を約7パーセント引き下げたことにより、全国的に見ても低い水準となっています。 また、平成21年度には、期末手当について0.03月分、平成22年度には0.16月分の引き下げを行いました。
議 長	864,900 円 (930,000 円)		
副議長	762,340 円 (811,000 円)		
議 員	719,150 円 (757,000 円)		

(注) 1 議長、副議長及び議員の給料・報酬月額欄のうち()内は、減額措置を行う前の額です。

2 退職手当額は、平成24年4月1日時点の給料月額に基づき、1期(48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

イ 平成23年度年間支給実績

区 分	給料・報酬	期 末 手 当	合 計
知 事	14,463,000 円	4,742,906 円	19,205,906 円
副知事	10,785,000 円	3,536,550 円	14,321,550 円
議 長	10,378,800 円	3,436,247 円	13,815,047 円
副議長	9,148,080 円	3,028,776 円	12,176,856 円
議 員	284,966,041 円 (8,635,335 円)	77,043,777 円 (2,334,660 円)	362,009,818 円 (10,969,994 円)

(注) 1 「議員」欄の上段は、議長及び副議長を除く議員全員の合計です。下段の()内は、議員1人当たりの額です。

2 「議員」の期末手当について、平成23年4月の改選による新人議員は在職期間に応じて減額された額で集計しています。

(15) 企業局（電気事業、工業水道事業及び埋立事業）の状況

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算（平成23年度）

区 分	総 費 用 A	総損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成22年度の総費用に 占める職員給与費比率
電気事業	1,506,780千円	204,234千円	325,486千円	21.60%	20.14%
工業水道事業	556,552千円	▲138,218千円	39,163千円	7.04%	10.05%
埋立事業	264,809千円	▲96,887千円	19,287千円	7.28%	14.51%

(イ) 予算（平成24年度）

区 分	職 員 数 A	給 与 費				1人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
電気事業	38人	156,212千円	40,675千円	53,958千円	250,845千円	6,601千円
工業用水事業	4人	15,252千円	4,449千円	5,148千円	24,849千円	6,212千円
埋立事業	2人	8,498千円	3,404千円	1,641千円	13,543千円	6,772千円

(注) 1 給与費は、当初予算に計上された額です。

2 職員手当には、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

イ 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成24年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	
電気事業	鳥取県	45.2歳	338,979円	624,320円
	団体平均	43.7歳	362,661円	559,257円
工業用水事業	鳥取県	37.8歳	285,944円	494,201円
	団体平均	45.6歳	364,247円	554,946円
埋立事業	鳥取県	47.0歳	348,350円	675,760円
	団体平均	47.0歳	396,393円	594,487円
県（一般行政職）	42.4歳	317,813円	392,199円	

(注) 1 団体平均とは、都道府県の当該事業区分の平均値です（以下同じ。）。

2 団体平均の数値は、平成23年4月1日現在です。

3 団体平均の平均給料月額には、給料のほか扶養手当及び地域手当を含みます。

4 団体平均の平均給与月額には、給料のほか通勤手当などの毎月支払われる手当及び期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況（平成24年4月1日現在）

(ア) 期末手当・勤勉手当

(制度内容) (13)のアと同じです。

(平成23年度支給実績)

年間支給総額	支給職員数（平成23年12月）	1人当たりの平均支給額
61,225 千円	45 人	1,360,565 円

- (イ) 退職手当
(制度内容) (13)のイと同じです。
(平成23年度支給実績) なし
- (ウ) 地域手当
(制度内容) (13)のウと同じです。
(平成23年度支給実績) なし
- (エ) 特殊勤務手当
(制度内容) (13)のエと同じです。
(平成23年度支給実績)

年間支給総額		482 千円			
1人当たりの平均支給年額		24,084 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合		44.4 %			
手当の種類(手当数)		3種類(うち一般行政職の職員と共通のもの2種類)			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価等	年間支給額	支給人員(延べ)
特殊現場作業手当	企業職員	地上又は水面上15メートル以上の足場の不安定な箇所で行う工事の監督、検査、測量、調査又は指導等の業務	日額300円 (4時間未満60/100)	482千円	139人
		トンネルの坑内で行う監督、検査、測量、調査、指導等の業務	日額300円 (4時間未満60/100)		
		発電所の建設現場で行う監督、検査、測量、調査、指導等の業務	日額600円		
		発電所又は工業用水道施設の維持管理に関する業務	日額300円 風力発電所のタワー昇降等、浄水場着水井の点検に係る業務 日額600円 圧力ずい道の点検に係る業務 日額1,200円 (4時間未満60/100)		
		職員が著しく足場が不安定で危険な箇所で行う発電用導水路及び水圧管路設置工事の監督、検査、測量、調査又は指導の業務	日額300円 (4時間未満60/100)		
災害応急等作業手当	企業職員	ダム、鉄管路における災害現場において急斜面での作業を行う巡回監視業務	日額1,200円 (危険区域等の加算あり)	—	—
		異常な自然現象若しくは大規模な事故等により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において行う巡回監視業務	日額600円 (危険区域等の加算あり)		
		異常な自然現象若しくは大規模な事故等により重大な災害が発生し、又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業等業務	日額1,200円 (危険区域等の加算あり)		
用地交渉手当	企業職員	用地の取得のための折衝業務	日額600円	—	—

- (オ) 時間外勤務手当
(制度内容) (13)のオと同じです。
(支給実績)

年 度	年間支給総額	支給対象職員数 (各年4月1日現在)	1人当たりの平均支給年額
平成23年度	19,420 千円	40 人	485,500 円
平成22年度	18,511 千円	42 人	440,740 円

- (カ) その他の手当等

区 分	制度内容(平成24年4月1日現在)	(13)の力の制度との異同	(13)の力の制度と異なる内容	平成23年度支給実績
扶 養 手 当	ア 配偶者	同じ	—	(総額) 5,564 千円 (職員数) 27 人 (平均) 206,071 円
	イ 配偶者以外の扶養親族			
	ウ 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人目まで			
	エ 15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(加算額)			
	1人月額5,000円			
住 居 手 当	借家・借間居住者(家賃月額12,000円以下の場合を除く。)家賃の額に応じ、最高月額27,000円まで支給	同じ	—	(総額) 2,918 千円 (職員数) 9 人 (平均) 324,167 円
	単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者 借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額			

初任給調整手当	採用による欠員補充が困難である職（医師・歯科医師・獣医師）の給与水準を調整し、人材確保を容易にするため支給（支給月額） 経験年数の増加に応じて減少する定額（最高月額306,000円）	同じ	—	—
通勤手当	交通機関等利用者 運賃等の額を支給 〔・定期券と回数券のうち安価な方の額による。 ・定期券は、6月以内の最も長い期間のもの額による。〕 ・1月当たり55,000円を上限とする。 自動車等使用者 通勤距離に応じ、月額2,200円から46,400円までの範囲内で支給 特別急行列車等を利用する場合 上記の額に特別急行料金等の運賃等の2分の1の額を加算 駐車料金を負担している場合（パーク・アンド・ライド） 交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、交通機関の利用に伴って駐車場を利用し駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金を相当する額（1月当たり3千円を上限とする。）の通勤手当を支給 ノーマイカー運動に参加している場合 ノーマイカー運動参加者に対し、1月あたり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給	同じ	—	（総額） 5,079千円 （職員数） 41人 （平均） 123,870円
管理職手当	一定の管理・監督の地位にある職員（管理職員）に対して支給（支給月額） 給料表、職務の級、手当区分に応じた定額	同じ	—	（総額） 4,493千円 （職員数） 5人 （平均） 898,560円
単身赴任手当	異動等を原因として単身赴任となった職員に対し、二重生活を送ることによる経済的負担を軽減すること等を目的に支給（算定方法） 支給月額 = 23,000円 + 加算額（加算額） 職員の住居と配偶者の住居の交通距離に応じて、6,000円から45,000円までの範囲内（交通距離が100キロメートル未満の場合は、加算なし）	同じ	—	（総額） —千円 （職員数） —人 （平均） —円 ※職員数が少ないため、掲載していません。
特勤勤務手当に準ずる手当	生活の不便な地に所在する公署に異動し、異動に伴って住居を移転する場合における精神的負担や生活の不便を考慮し、そのような公署にも必要な職員を配置しやすくするために支給（算定方法） 支給月額 = （支給対象公署に異動した時点の給料月額 + 扶養手当） × 支給割合（支給割合） 異動等の日からの経過期間等によって2/100から5/100までの割合	同じ	—	—
休日勤務手当	休日（国民の祝日及び年末年始）において、正規の勤務時間中に勤務した場合に支給（算定方法） 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 135/100	同じ	—	（総額） 688千円 （職員数） 6人 （平均） 114,638円
夜間勤務手当	正規の勤務時間が深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）にわたる職員に対し、その深夜の勤務に対する割増賃金として支給（算定方法） 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 25/100	同じ	—	（総額） 353千円 （職員数） 7人 （平均） 50,462円
宿日直手当	休日又は勤務時間外に、庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受、庁内の監視等を目的とする宿日直勤務を行った場合に支給（支給額） 勤務1回当たり4,200円（宿日直勤務の時間が5時間未満の場合は、2,100円）	同じ	—	—
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時・緊急その他の公務運営の必要により、週休日又は休日に勤務した場合に支給（管理職員には通常の時間外勤務手当等は支給しません。）（支給額） 勤務1回当たり8,000円から12,000円までの範囲内（最高額は、局長の場合） 勤務が6時間を超える場合には、150/100を乗じた額	同じ	—	—

（注）「平成23年度支給実績」欄の「（総額）」は平成23年度年間支給総額を、「（職員数）」は平成23年度支給職員数（一部は、平成23年4月1日現在支給対象職員数）を、「（平均）」は支給職員1人当たりの平均支給年額を表します。

(16) 病院事業（中央病院及び厚生病院）の状況

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算（平成23年度）

区 分	総 費 用 A	総損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成22年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成23年度	17,221,151 千円	616,054 千円	9,397,470 千円	54.6%	54.4%

(イ) 予算（平成24年度）

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たりの給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成24年度	1,046人	3,649,242 千円	1,814,202 千円	1,310,144 千円	6,773,588 千円	6,476千円

(注) 1 給与費は、当初予算に計上された額です。

2 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

イ 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成24年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
病 院 局	36.3 歳	293,305 円	432,976 円
県（一般行政職）	42.4 歳	317,813 円	392,199 円

ウ 職員の手当の状況（平成24年4月1日現在）

(ア) 期末手当・勤勉手当

(制度内容) (13)のアと同じです。

(平成23年度支給実績)

年間支給総額	支給職員数（平成23年12月）	1人当たりの平均支給年額
1,197,355 千円	1,008 人	1,187,852 円

(イ) 退職手当

(制度内容) (13)のイと同じです。

(平成23年度支給実績)

年間支給総額	支給職員数	1人当たりの平均支給年額
402,685 千円 (306,001 千円)	65 人 (13 人)	6,195,160 円 (23,538,510 円)

(注) ()内は、勸奨、定年及び早期退職制度による退職者への支給実績を再掲したものです。

(ウ) 地域手当

(制度内容) (13)のウと同じです。

(平成23年度支給実績) なし

(エ) 特殊勤務手当

(制度内容) (13)のエと同じです。

(平成23年度支給実績)

年 間 支 給 総 額		191,460 千円			
1 人 当 た り の 平 均 支 給 年 額		239,325 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合		81.2 %			
手 当 の 種 類 (手 当 数)		4 種類 (うち知事部局と共通のもの3種類)			
手当の名称	主な支給 対象職員	主な支給対象業務	支給単価等	年間支給額	支給人員 (延べ)
放射線取扱 手 当	診療放射線技師	一般行政職の職員に同じ。		3,704千円	135人
防疫等業務 手 当	看護師及び准看護 師	病院の結核病棟又は感染症病棟における業 務	日額300円	2,720千円	70人
	中央放射線室職 員	結核病棟又は感染症病棟における業務			
	運転士及び自動 車整備士	感染症の患者等を自動車で移送する業務			
	中央検査室職員	結核菌その他の病原体を直接取り扱う業務	月額5,500円 ただし、従事日数が少 ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100		
医 療 業 務 手 当	医師及び歯科医 師	患者に接して行う医療業務	院長 月額49,000円 副院長及び局長 月額44,000円 副局長及び部長 月額37,000円 医長、副医長及び室長 (3級の職務にあるもの) 月額29,000円 医長、副医長及び室長 (2級の職務にあるもの) 月額24,000円 医師及び歯科医師	43,980千円	142人

			月額20,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100		
夜間看護等 手 当	病院の病棟に勤務する助産師、看護師及び准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）において行われる看護等の業務	深夜勤務4時間以上 1回3,300円 2時間以上4時間未満 1回2,900円 2時間未満 1回2,000円 (特別事情の加算あり)	141,056千円	736人
	病院に勤務する医師、助産師、看護師及び准看護師	正規の勤務時間以外の時間において、特別な事情の下で行う救急医療等の業務	1回1,240円		

(オ) 時間外勤務手当
(制度内容) (13)のオと同じです。
(支給実績)

年 度	年間支給総額	支給対象職員数 (各年4月1日現在)	1人当たりの 平均支給年額
平成23年度	684,249千円	953人	717,995円
平成22年度	689,775千円	924人	746,510円

(カ) その他の手当等

区 分	制度内容 (平成24年4月1日現在)	(13)の力の 制度との 異同	(13)の力の 制度と異 なる内容	平成23年度支給実績
扶 養 手 当	ア 配偶者 月額10,500円 イ 配偶者以外の扶養親族 月額6,500円 ウ 配偶者のない職員の扶養親族のうち 1人目まで 月額11,000円 エ 15歳に達する日後の最初の4月1日 から22歳に達する日以後の最初の3月 31日までの間にある子 (加算額) 1人月額5,000円	同じ	—	(総 額) 67,449千円 (職員数) 327人 (平 均) 206,267円
住 居 手 当	借家・借間居住者 (家賃月額12,000円以下の場合を除く。) 家賃の額に応じ、最高月額27,000円まで支給 単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者 借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額	同じ	—	(総 額) 78,638千円 (職員数) 268人 (平 均) 293,425円
通 勤 手 当	交通機関等利用者 運賃等の額を支給 〔・定期券と回数券のうち安価な方の額による。 ・定期券は、6月以内の最も長い期間のもの額による。 ・1月当たり55,000円を上限とする。〕 自動車等使用者 通勤距離に応じ、月額2,200円から46,400円までの範囲内で支給 特別急行列車等を利用する場合 上記の額に特別急行料金等の運賃等の2分の1の額を加算 駐車料金を負担している場合 (パーク・アンド・ライド) 交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、交通機関の利用に伴って駐車場を利用し駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金を相当する額 (1月当たり3千円を上限とする。)の通勤手当を支給 ノーマイカー運動に参加している場合 ノーマイカー運動参加者に対し、1月あたり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給	同じ	—	(総 額) 67,771千円 (職員数) 766人 (平 均) 88,474円
管 理 職 手 当	一定の管理・監督の地位にある職員 (管理職員) に対して支給 (支給月額) 給料表、職務の級、手当区分に応じた定額	同じ	—	(総 額) 31,168千円 (職員数) 32人 (平 均) 973,999円
初 任 給 調 整 手 当	採用による欠員補充が困難である職 (医師・歯科医師) の給与水準を調整し、人材確保を容易にするため支給 (支給月額) 経験年数の増加に応じて減少する定額 (最高月額306,000円)	同じ	—	(総 額) 376,592千円 (職員数) 117人 (平 均) 3,218,733円
単身赴任手当	異動等を原因として単身赴任となった職員に対し、二重生活を送ることによる経済的負担を軽減すること等を目的に支給 (算定方法) 支給月額 = 23,000円 + 加算額 (加算額)	同じ	—	(総 額) 928千円 (職員数) 2人 (平 均) 464,000円

	職員の住居と配偶者の住居の交通距離に応じて、6,000円から45,000円までの範囲内(交通距離が100キロメートル未満の場合は加算なし)			
休日勤務手当	休日(国民の祝日及び年末年始)において、正規の勤務時間中に勤務した場合に支給 (算定方法) 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 135/100	同じ	—	(総額) 100,771 千円 (職員数) 314 人 (平均) 320,927 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間が深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)にわたる職員に対し、その深夜の勤務に対する割増賃金として支給 (算定方法) 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 25/100	同じ	—	(総額) 64,269 千円 (職員数) 512 人 (平均) 125,525 円
宿日直手当	休日又は勤務時間外に、庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受、庁内の監視等を目的とする宿日直勤務を行った場合に支給 (支給額) 勤務1回当たり4,200円(宿日直勤務の時間が5時間未満の場合は、2,100円)	同じ	—	(総額) 49,465 千円 (職員数) 150 人 (平均) 329,769 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時・緊急その他の公務運営の必要により、週休日又は休日に勤務した場合に支給(管理職員には通常の時間外勤務手当等は支給しません。) (支給額) 勤務1回当たり6,000円から12,000円までの範囲内(最高額は、院長の場合) 勤務が6時間を超える場合には、150/100を乗じた額	同じ	—	(総額) 3,621 千円 (職員数) 9 人 (平均) 402,333 円

(注) 「平成23年度支給実績」欄の「(総額)」は平成23年度年間支給総額を、「(職員数)」は平成23年度支給職員数(一部は、平成23年4月1日現在支給対象職員数)を、「(平均)」は支給職員1人当たりの平均支給年額を表します。

3 職員の勤務時間、休暇、旅費その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間(平成24年4月1日現在)

一般行政職員の勤務時間は、次のとおりです。

なお、子の養育、家族の介護等の特別の事由がある場合には時差出勤が認められているほか、職務の特殊性から次の勤務時間により難しい場合には別に勤務時間を定めています。

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午から午後1時まで

(2) 職員の年次有給休暇の取得状況(平成23年)

年次有給休暇は、その年の在職期間等を考慮し、20日を超えない範囲内の日数が付与されます。

職員1人当たりの平均的年次有給休暇の取得日数は、次のとおりです。

区 分	平成23年	平成22年
一般行政職員	10.2日	10.4日
教 員	10.4日	10.3日
警 察 官	5.4日	5.5日

(注) 一般行政職員は、知事部局の状況です。

(3) 職員の時間外勤務及び休日勤務の状況(平成23年度)

職員1人当たりの1月の平均の時間外勤務及び休日勤務の時間数は、次のとおりです。

区 分	平成23年度	平成22年度
一般行政職員	12.7時間 (10.7時間)	13.7時間
警 察 官	45.7時間	43.6時間

(注) 1 一般行政職員は、知事部局の状況です。()は、東日本大震災に関連した時間外勤務及び休日勤務の時間数を除いたものです。

2 教員は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年鳥取県条例第50号)の規定により原則として時間外勤務は命じないこととされています。

(4) 特別休暇の状況(平成24年4月1日現在)

休暇の種類	休暇の概要	付与日数・期間等	国の制度との比較
特別休暇 (有給)	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	その都度必要と認める期間	国と同じ
	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署の呼出しに応ずる場合	その都度必要と認める期間	国と同じ
	骨髄移植のために骨髄液の提供等を行う場合	その都度必要と認める期間	国と同じ
	職員が自発的に、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合	一の年において5日以内 ※東日本大震災に対処するための活動については7日以内(平成23年12月31日までの特例措置)	国は、国際交流事業等一部の活動については対象外 ※東日本大震災に対処するための活動については国と同じ
	結婚の場合	1週間以内	国は、連続する5日の範囲内

妊娠中又は産後1年以内の女性職員が保健指導又は健康診査を受ける場合	妊娠の期間等に応じて決められた回数につき、それぞれ1日の範囲内でその都度必要と認める期間	国と同じ	
妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑等が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき1時間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国と同じ	
妊娠中の女性職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	適宜休息し、又は補食するために必要と認める期間	国と同じ	
妊娠中の女性職員が妊娠に起因する障害のため勤務することが困難であると認められる場合	2週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国は、制度なし	
8週間（多胎妊娠の場合には14週間）以内に出産する予定である女性職員が請求した場合	請求した日から出産した日までの期間	国は、6週間以内（多胎妊娠の場合は同じ）	
女性職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間	国と同じ	
職員が生後満1年6月に達しない生児を育てる場合	1日2回各45分以内の期間	国は、生後1年に達しない子について、1日2回各30分以内	
生理日のため勤務が著しく困難である場合	その都度必要と認める期間	国は、病気休暇扱い	
妻の出産の場合	3日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国は、2日の範囲内	
妻の産前産後期間において、当該出産に係る子又はその子以外の小学校就学前の子を養育する職員が、養育のために勤務しないことが相当であると認められる場合	当該期間内において5日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国と同じ	
中学校就学前の子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日（子が2人以上の場合は10日）を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国は、小学校就学前の子の看護が対象	
職員が、要介護者の介護等の世話を行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日（要介護者が2人以上の場合は10日）を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国と同じ	
忌引の場合	死亡した者との関係により定める日数の範囲内でその都度必要と認める期間	国は、配偶者の場合7日（鳥取県は、10日）	
父母、配偶者及び子の追悼のための特別な行事のため必要と認められる場合	慣習上、最小限度必要と認める期間	国は、父母の追悼のための特別な行事について1日の範囲内	
夏季における盆等の諸行事、心身の健康維持又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の7月から9月までの期間内における、週休日等を除いて原則として連続する5日の範囲内の期間	国は、連続する3日の範囲内	
感染症の予防に関する法令の規定による健康診断、就業制限等により勤務することが困難であると認められる場合	その都度必要と認める期間	国は、職員の就業を禁止する措置を執る（勤務しない期間が90日を超える場合は、以後の俸給が半減される。）。	
地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合 ・職員の現住居が滅失し又は損壊した場合で、職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難している場合 ・職員及び職員と同一世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合にそれらの確保を行う場合	1週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国と同じ	
地震、水害、火災その他の災害、交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	その都度必要と認める期間	国と同じ	
地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等において職員が通勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	その都度必要と認める期間	国と同じ	
病気休暇（有給）	職員が負傷又は疾病のため療養することが必要であり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	国と同じ（勤務しない期間が90日を超える場合は、以後の俸給が半減される。）	
無給休暇	職員が、要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合	介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する6月の期間内において必要と認められる期間	国と同じ
	職員が、海外勤務を命ぜられた配偶者に随伴するため、勤務しないことが相当であると認められる場合	4年を超えない期間内において必要と認められる期間	国は、制度なし

(5) 自己啓発等休業の状況（平成23年度）

公務に係る能力の向上に資するため、大学等課程の履修又は国際貢献活動を行う場合に、3年を超えない範囲で休業（無給）することができます。

（単位：件）

区 分	一般行政職員	教 員	警 察 官	計
取得件数	0	2	0	2
期間延長件数	0	0	0	0
失効、取消	0	0	0	0

(6) 修学部分休業の状況（平成23年度）

公務に係る能力の向上に資するため、大学等の教育施設において修学する場合に、2年を超えない範囲で部分休業（1週間につき20時間以内の無給休業）を取得することができます。
平成23年度については、修学部分休業の取得実績はありません。

(7) 育児休業の状況（平成23年度）

養育する子が3歳に達する日までの間、育児のために休業（無給）することができます。

（単位：件）

区 分	一般行政職員		教 員		警 察 官		計	
	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性
取得件数	10	125	5	95	0	3	15	223
期間延長件数	2	11	0	27	0	0	2	38
失効、取消	1	33	0	19	0	0	1	52

(8) 育児短時間勤務の状況（平成23年度）

養育する子が小学校就学までの間、短時間勤務を行うことができます。
勤務時間に応じた給与となります。

（単位：件）

区 分	一般行政職員		教 員		警 察 官		計	
	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性
取得件数	0	16	1	18	0	0	1	34
期間延長件数	1	4	0	8	0	0	1	12
失効、取消	1	7	0	2	0	0	1	9

(9) 旅費の制度の概要（平成24年4月1日現在）

区 分	日 当 (1日につき)	宿泊料(1夜につき)			食卓料 (1夜につき)
		甲地方 (東京都 特別区等)	乙地方 (甲、丙 地方以外)	丙地方 (鳥取県 の区域内)	
一 般 職	2,200円	10,900円	9,800円	8,200円	2,200円
特 別 職 議会の議員、知事、副知事	3,000円	14,800円	13,300円	11,700円	3,000円
特 別 職 教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び公安委員会の委員、監査委員、労働委員会のあつせん員並びに病院事業管理者	2,600円	13,100円	11,800円	10,200円	2,600円
特 別 職 専門委員、附属機関の委員その他の構成員及び選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙立会人、審査分会立会人、その他の特別職の職員	2,200円	10,900円	9,800円	8,200円	2,200円

(注) 日当は、県外出張で宿泊を伴う旅行の場合及び午後9時以降に帰着する旅行のみ支給されます。

4 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 職員の分限の件数（平成23年度）

分限処分とは、職員が一定の事由によってその職務を十分に果たすことができない場合等に、本人の意に反する不利益な身分の変動をもたらす処分をいい、休職、降任及び免職の3種類があります。

（単位：件）

区 分	休職	降任	免職	計
一般行政職員	147	0	0	147
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	147	0	0	147
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0
教 員	89	0	0	89
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	89	0	0	89
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0
警 察 官	24	0	0	24
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	24	0	0	24
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0
計	260	0	0	260
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	260	0	0	260
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0

(注) 処分件数は、休職の更新などにより、1名が2回以上処分される場合があります。

(2) 職員の懲戒等の件数（平成23年度）

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対してその責任を追及して行う不利益処分をいい、戒告、減給、停職及び免職の4種類があります。また、懲戒処分に至らない指導措置として、訓告、訓戒、注意等があります。

(単位:件)

区分	戒告	減給	停職	免職	計	訓告等
一般行政職員	3	4	1	1	9	28
法令に違反した場合	0	0	0	0	0	21
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	1	4	0	0	5	6
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	2	0	1	1	4	1
教 員	0	4	2	2	8	62
法令に違反した場合	0	2	1	0	3	21
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0	6
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	2	1	2	5	35
警 察 官	1	0	0	0	1	3
法令に違反した場合	0	0	0	0	0	2
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	1	0	0	0	1	1
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0	0
計	4	8	3	3	18	93
法令に違反した場合	0	2	1	0	3	44
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	2	4	0	0	6	13
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	2	2	2	3	9	36

5 職員の営利企業等の従事の許可その他のサービスの状況

(1) 営利企業等の従事許可の件数（平成23年度）

地方公務員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条第1項の規定により自ら営利企業を営むこと、報酬を得て事業に従事すること等が原則禁止されていますが、任命権者の許可を受けることで営利企業等に従事することができる場合があります。

(単位:件)

営利企業等の従事の内容	一般行政職員	教 員	警 察 官	計
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問、評議員及び当該会社及び団体の重要方針決定に参画する上級職員の地位を兼ねる場合（業務上の関連により県出資法人の役員に無報酬で就任する場合等）	2	0	0	2
自ら営利を目的とする私企業を営む場合（農業等）	5	4	0	9
報酬を得て事業又は事務に従事する場合（消防団員、大学の非常勤講師等）	260	52	0	312
計	267	56	0	323

(2) 職務上の秘密に属する事項の発表の許可の件数（平成23年度）

(単位:件)

職務上の秘密事項の発表の内容	一般行政職員	教 員	警 察 官	計
民事事件に関して裁判所で証人として尋問される場合又は鑑定人若しくは鑑定証人として鑑定する場合	0	0	0	0
刑事事件に関して裁判所で証人として尋問される場合又は鑑定人若しくは鑑定証人として鑑定する場合	3	0	30	33
人事委員会が法律又は条例に基づく権限の行使に関し、証人を喚問し、又は書類若しくはその写しの提出を求めた場合	0	0	0	0
計	3	0	30	33

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修に関する計画の概要及び実施状況

区 分	研修の種類	具 体 的 な 取 組 (平成24年4月1日現在)	実施状況 (平成23年度)	
			参加者	修了者
職員人材開発センター (一般行政職員対象)	基礎研修	職位や職種ごとに必要となる知識、管理能力等の習得を目的とした研修（新規採用職員研修、採用後2～7年程度の若手職員研修、中堅職員研修、新任係長・課長補佐・課長級研修、昇任前ステップアップ研修等）	1,251人	1,247人
	能力開発・向上研修	地方行政に携わる職員としての必要な知識及び能力の習得を目的とした研修（理解・判断・論理的思考能力、企画立案・業務改善能力、業務マネジメント能力、人材育成・人事管理能力、コミュニケーション・対話・調整能力、業務実施能力、法務能力、特定課題の各分野に関する研修）	829人	821人
	自己啓発支援研修	業務に役立つ語学講座等、職員の資質向上を目的とした研修（語学講座、手話講座、通信教育等）	113人	86人
	所属機関研修	部下職員の指導方法等、職場内での職員育成又は業務能力の向上を目的とした研修（新規採用職員サポーター研修等）	122人	118人
教育センター (教職員対象)	基本研修	教育一般についての必要な基礎的知識・技能の習得のほか、教職経験に応じて職務の遂行に必要な資質・指導力の向上等を目的とした研修（初任者研修・新規採用教員研修、2年次フォローアップ研修、教職経験者研修（5年経験者研修・10年経験者研修・キャリアデザイン研修））	664人	664人

	職務研修	職務ごとに必要となる専門知識・技能等の向上を図る研修（校長・教頭等を対象とした学校経営研修、教務主任・進路指導主事等を対象とした主任・主事研修、養護教諭・司書教諭等を対象とした職務に応じた研修）	3,355人	3,355人
	専門研修	教育課題や教科等の専門知識・技能の向上を図る研修を希望により実施（幼児教育、各種教育課題等に関する研修）	4,315人	4,315人
警察学校 （警察職員対象）	初任科、各級任用科等	新たに採用した警察官、各階級昇任者等に対し、その職務執行に必要な知識、能力等を修得させる研修	169人	169人
	専科	特定の分野に関する専門的な知識、技能を修得させる研修	343人	343人

(2) 職員の勤務成績の評定に関する制度の概要（平成24年4月1日現在）

年々多様化する行政ニーズに対応するため、職員の育成並びに勤務意欲及び能力の向上を目的として、人事評価を実施しています。面談により、評価結果を職員本人に開示するとともに、上司から業務に関する指導助言を行うなど、職員の能力開発に資する取組を行っています。

人事評価制度の概要

区 分	具 体 的 な 取 組		
	一般行政職員	教員	警察
評価方法	絶対評価	絶対評価	絶対及び相対評価（課長補佐以上の者は絶対評価のみ）
評価の対象者	全職員（部長級職員、派遣職員、併任職員、休職者等は除く。）	市町村（学校組合）立学校及び県立学校に勤務する教職員（評価機関における勤務期間が3月に満たない教職員等は除く。）	全職員（地方警務官、警察学校長、休職者、臨時的任用職員及び非常勤職員は除く。）
評価者研修	評価の公平性、客観性の確保のため評価者に対する研修を実施	評価の公平性、客観性の確保のため評定者に対する研修を実施	なし
評価時期	年2回（10月、2月）	年1回（1月）	年1回（1月）
苦情相談窓口	評価結果に対する苦情相談窓口の設置	評価結果に対する苦情相談窓口の設置	なし
評価結果の反映	人事配置、給与（昇給・勤勉手当）に反映	人事配置等に反映 管理職については昇給に反映	人事配置に反映
面談	上司と部下の面談を年3回実施 ・業務目標の確定 ・評価結果の本人開示 ・部下の意欲向上につながる指導、助言	評価対象者と評定者の面談を年3回実施 ・学校目標達成への意欲醸成、資質能力の伸長 ・次年度の目標設定に向け、意欲を喚起	なし
自己申告制度	業務管理支援及び能力・キャリア開発を目的とした「業務管理・キャリア開発シート」の作成を実施	学校教育目標を踏まえた自己目標を定める教職員の自己申告制度を実施	なし

7 職員の健康管理に関する福祉の状況

(1) 安全衛生管理体制（平成23年度）

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づき、各事業所の業種及び規模に応じて次のとおり管理者等を選任しています。

区 分	総括安全衛生管理者		安全管理者		衛生管理者			安全衛生推進者等	
	選任すべき事業場数	うち選任事業場数	選任すべき事業場数	うち選任事業場数	選任すべき事業場数	うち選任事業場数	選任者数	選任すべき事業場数	うち選任事業場数
知事部局等	4	4	5	5	20	20	25人	47	47
教育委員会	-	-	-	-	31	31	31人	10	10
警察本部	-	-	-	-	6	6	9人	11	11

区 分	産 業 医				委 員 会				左のうち安全衛生委員会として設置している事業場数
	選任すべき事業場数	うち選任事業場数	選任者数	実選任者数	衛生委員会		安全委員会		
					選任すべき事業場数	うち選任事業場数	設置すべき事業場数	うち設置事業場数	
知事部局等	20	20	20人	6人	20	20	5	5	5
教育委員会	31	31	31人	31人	31	31	-	-	-
警察本部	6	6	6人	4人	6	6	-	-	-

(注) 知事部局等には、企業局、病院局及び各種委員会を含みます（以下同じ。）。

(2) 職員のための福利厚生活動事業（平成23年度）
 職員の福利厚生及び健康管理のための各種事業を行っています。

事業名	事業の概要・目的	平成23年度 決算額	
知事部局等	職員会館運営事業	職員健康づくり及び文化活動を行う施設として、職員会館の運営を実施	554千円
	労働安全・衛生事務	職員が職場で安全かつ健康に働けるようにするため、安全衛生委員会の開催、安全管理者、衛生管理者及び産業医の設置等並びに定期健康診断及び特定業務従事者健康診断等を実施	108,455千円
	健康診断事業	職員に対して、定期健康診断、特定業務従事者健康診断等を実施	
	健康相談・指導事務	職員に対して、健康相談、健康教育等を実施	6,028千円
	メンタルヘルス対策事業	職員が心の病気を予防し、及び心の健康を保持増進できるようにするため、ストレス度チェック、職員相談、専門相談、職員研修等を実施	
	健康増進事業負担金	職員の健康管理のため、人間ドック事業を行う地方職員共済組合に対し、負担金を交付	
	職員文化活動推進事業補助金	職員が郷土伝統芸能行事に参加し、職員及び県民に地域文化に触れる機会を提供する事業へ補助	1,852千円
計		134,174千円	
教育委員会	教職員福利厚生事業	教育関係職員の福利厚生の推進と働きやすい職場環境づくりの整備	7,150千円
	教職員健康対策事業	教職員の疾病の早期発見と生活習慣病の予防のための各種健康診断の実施	26,819千円
	教職員心の健康対策事業	近年増加傾向にある教職員の精神性疾患に対する対策として、相談体制の充実、教職員の意識啓発、退職者や復職者の支援及び職場の環境改善	778千円
	計		34,747千円
警察本部	健康診断事業	職員に対して、定期健康診断、各種特別検診等を実施	19,033千円
	メンタルヘルス事業	職員の心の病気の予防、心の健康の保持のため、メンタルヘルス相談を実施	165千円
	計		19,198千円

(3) 職員の健康診断の状況（平成23年度）
 職員の健康診断は、定期健康診断のほか、特定業務従事者健康診断として、深夜業務従事者、給食業務従事者、自動車運転業務従事者等の業務従事内容又は職種に応じて必要な健康診断を行っています。

健康診断の種類	知事部局等		教育委員会		警察本部	
	対象者数	受診者数	対象者数	受診者数	対象者数	受診者数
定期健康診断	4,295人	4,246人	2,888人	2,724人	1,390人	1,390人
特定業務従事者健康診断	4,477人	4,419人	15人	15人	357人	357人

8 職員の勤務条件に関する措置の要求に係る職員の利益の保護の状況
 （前年度における勤務条件に関する措置の要求に関し人事委員会が行った勧告への対応状況）
 該当なし

第2 鳥取県人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 職員の競争試験の状況 (平成23年度)

ア 県職員採用試験(大学卒業程度) <第1次試験日 平成23年6月26日>

職種	申込者数(人)		第1次試験受験者数		第1次試験合格者数		採用候補者数(人)		競争率 A/B
	うち女性	(人) A	うち女性	(人)	うち女性	(人)	B	うち女性	
事務(一般コース)	529	193	348	119	48	10	20	5	17.4
事務(環境コース)	10	1	10	1	2	1	1	-	10.0
社会福祉(福祉コース)	31	21	22	14	4	1	1	-	22.0
総合化学(一般コース)	26	6	15	3	5	-	2	-	7.5
総合化学(食品化学コース)	16	9	13	8	4	2	1	1	13.0
薬剤師(公衆衛生コース)	3	-	3	-	3	-	1	-	3.0
薬剤師(調剤コース)	5	4	5	4	4	3	2	2	2.5
保健師	9	8	8	7	5	4	1	1	8.0
農業	61	26	42	18	15	5	7	2	6.0
林業	20	7	15	4	11	4	5	2	3.0
土木	42	4	33	4	21	2	12	2	2.8
建築	10	3	6	1	5	1	1	-	6.0
機械	10	-	7	-	3	-	1	-	7.0
獣医師	4	2	4	2	3	1	3	1	1.3
計	776	284	531	185	133	34	58	16	9.2

イ 県職員採用試験(民間企業等経験者対象) <第1次試験日 平成23年6月26日>

職種	申込者数(人)		第1次試験受験者数		第1次試験合格者数		採用候補者数(人)		競争率 A/B
	うち女性	(人) A	うち女性	(人)	うち女性	(人)	B	うち女性	
事務	353	63	231	45	37	7	5	1	46.2
土木	40	-	24	-	19	-	7	-	3.4
計	393	63	255	45	56	7	12	1	21.3

ウ 県職員採用試験(大学卒業程度) <第1次試験日 平成23年9月25日>

職種	申込者数(人)		第1次試験受験者数		第1次試験合格者数		採用候補者数(人)		競争率 A/B
	うち女性	(人) A	うち女性	(人)	うち女性	(人)	B	うち女性	
管理栄養士	49	47	36	35	6	6	2	2	18.0
計	49	47	36	35	6	6	2	2	18.0

エ 県職員採用試験(短大卒業程度) <第1次試験日 平成23年9月25日>

職種	申込者数(人)		第1次試験受験者数		第1次試験合格者数		採用候補者数(人)		競争率 A/B
	うち女性	(人) A	うち女性	(人)	うち女性	(人)	B	うち女性	
保育士	59	48	45	37	12	11	4	4	11.3
司書	98	83	78	67	9	8	4	4	19.5
計	157	131	123	104	21	19	8	8	15.4

オ 県職員採用試験(高校卒業程度) <第1次試験日 平成23年9月25日>

職種	申込者数(人)		第1次試験受験者数		第1次試験合格者数		採用候補者数(人)		競争率 A/B
	うち女性	(人) A	うち女性	(人)	うち女性	(人)	B	うち女性	
一般事務	69	35	61	31	18	6	7	5	8.7
警察事務	149	72	116	60	18	11	5	5	23.2
計	218	107	177	91	36	17	12	10	14.8

カ 県職員採用試験(身体障がい者対象・高校卒業程度) <第1次試験日 平成23年9月18日>

職種	申込者数(人)		第1次試験受験者数		第1次試験合格者数		採用候補者数(人)		競争率 A/B
	うち女性	(人) A	うち女性	(人)	うち女性	(人)	B	うち女性	
一般事務	3	1	2	1	2	1	1	1	2.0
計	3	1	2	1	2	1	1	1	2.0

キ 県職員採用試験(警察官A) <第1次試験日 平成23年5月8日>

職種	申込者数(人)		第1次試験受験者数		第1次試験合格者数		採用候補者数(人)		競争率 A/B
	うち女性	(人) A	うち女性	(人)	うち女性	(人)	B	うち女性	
警察官(男性)	260	-	224	-	116	-	37	-	6.1
警察官(女性)	52	52	40	40	14	14	6	6	6.7
警察官(男性) (男性・武道/柔道)	3	-	3	-	2	-	2	-	1.5
警察官(男性) (男性・武道/剣道)	8	-	8	-	5	-	2	-	4.0
計	323	52	275	40	137	14	47	6	5.9

ク 県職員採用試験(警察官B) <第1次試験日 平成23年9月18日>

職種	申込者数(人)		第1次試験受験者数		第1次試験合格者数		採用候補者数(人)		競争率 A/B
	うち女性	(人) A	うち女性	(人)	うち女性	(人)	B	うち女性	
警察官(男性)	151	-	124	-	90	-	35	-	3.5
警察官(女性)	26	26	22	22	11	11	8	8	2.8
計	177	26	146	22	101	11	43	8	3.4

(2) 職員の選考の状況 (平成 23 年度)

(単位:人)

区 分		採 用 選 考					昇 任 選 考				
		知 事 部 局 等	教 育 委 員 会	警 察 本 部	病 院 局	計	知 事 部 局 等	教 育 委 員 会	警 察 本 部	病 院 局	計
行政職	部長相当職	-	-	-	-	-	8	-	-	-	8
	次長相当職	3	-	-	-	3	16	7	-	-	23
	課長相当職	2	3	-	-	5	43	3	2	-	48
	課長補佐相当職	1	-	2	-	3	64	16	2	-	82
	係長相当職	7	4	-	-	11	73	15	8	2	98
	主事相当職	22	8	2	1	33	-	-	-	-	-
公安職	部長相当職	-	-	1	-	1	-	-	3	-	3
	課長相当職	-	-	4	-	4	-	-	19	-	19
	課長補佐相当職	-	-	3	-	3	-	-	-	-	-
	係長相当職	-	-	2	-	2	-	-	-	-	-
	主任相当職	-	-	3	-	3	-	-	-	-	-
教育職1	教頭相当職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	教諭相当職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
教育職2	教頭相当職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	教諭相当職	3	15	-	-	18	-	-	-	-	-
研究職	所長相当職	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
	室長相当職	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1
医療職	(1)	副院長相当職	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		部長相当職	-	-	-	3	3	-	-	-	4
		医長相当職	1	-	-	13	14	1	-	-	3
		医師相当職	4	-	-	13	17	-	-	-	-
	(2)	課長相当職	-	-	-	-	-	-	-	-	2
		課長補佐相当職	-	-	-	-	-	1	-	-	4
		係長相当職	-	-	-	-	-	3	-	-	4
		衛生技師相当職	2	-	-	14	16	-	-	-	-
	(3)	副局長相当職	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		看護師長相当職	-	-	-	-	-	-	-	-	14
		看護主任相当職	-	-	-	-	-	2	-	-	53
看護師相当職		12	-	-	77	89	-	-	-	-	
海事職	機関長相当職	-	-	-	-	-	-	1	-	-	
	一等航海士相当職	-	1	-	-	1	-	1	-	-	
	二等航海士相当職	1	2	-	-	3	-	-	-	-	
計		58	33	17	121	229	211	44	35	86	376

※各区分のうち、記載のない職位は該当者なし

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況 (平成 23 年度人事委員会勧告)

(1) 給与報告・勧告の骨子

ア 平成 23 年度の給与改定

(ア) 月例給の引下げ

・全給料表・全号給の引下げ (現行給料表から△0.6%)

・管理職手当の引下げ (△0.6%)

※医療職(1)を除く。

(イ) 特別給 (ボーナス) は据置き (3.90 月分)

イ 給与構造改革における経過措置額の廃止等

・給与構造改革における経過措置額は、平成 24 年 4 月 1 日に廃止

・廃止により生ずる原資を用い、現行給料表の構造を是正

(2) 給与決定の原則

地方公務員法第 24 条第 3 項は「職員の給与は、①生計費並びに②国及び③他の地方公共団体の職員並びに④民間事業の従業者の給与⑤その他の事情を考慮して定められなければならない」と規定しており、これらの判断基準を調査し、総合勘案した。

(3) 給与を取り巻く状況

ア 民間事業所従業員の給与の状況

人事院と共同で県内の企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の 203 事業所のうちから 140 事業所を抽出し、従業員の個人別給与を実地調査して県職員と比較した。

<月例給・特別給の公民比較>

区 分	県内民間 (A)	県職員 (B)	公民較差 (A-B)
月例給 (平成 23 年 4 月分)	338,672 円	340,605 円	△ 1,933 円 (△0.57%)
経過措置額なし	338,672 円	338,004 円	668 円 (0.20%)
特別給 (平成 22 年 8 月～平成 23 年 7 月)	3.95 月分	3.90 月分	0.05 月分

(注) 月例給は、ラスパイレース方式による比較

イ 国家公務員の給与の状況

・本県においては、国と概ね類似の給与制度をとっている。

・人事院においては去る 9 月 30 日に、月例給 (50 歳台を中心に 40 歳台以上を念頭に置いた俸給表) を引き下げ、ボーナスを据え置くこと、給与構造改革における経過措置額を廃止すること等を内容とする報告・勧告を行った。

・また、国と県との給与を 4 月 1 日現在で比較した国公ラスパイレース指数において、本県では、わたり廃止の経過措置の縮減等により当該指数の差が拡大している。

- ・なお、国では、人事院勧告とは別に、本年6月に「国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案」が国会に提案されており、成立後は、国家公務員の給与減額支給措置が採られる予定。

〈国公ラスパイレシ指数（国＝100）〉

H14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
97.6	97.3	95.7	95.5	96.5	97.3	98.8	95.3	94.8

（注）平成14年から19年までは職員の給与カットを実施しており、そのカット後の額で比較

- ウ 他の都道府県の職員の給与の状況
 - ・他の地方公共団体においては、本県と同様に国と概ね類似の給与制度をとっている。
 - ・本年の給与改定については、これまでに勧告のあった都道府県等の状況を見ると、概ね地域の実態をより反映したものとなっている。
- エ 生計費及びその他の事情
 - ・勧告後の給与は、生計費を充足している。
 - ・民間における経済、雇用情勢等は、改善を示す指標も見受けられるが、依然として厳しい状況が続いているところであり、今後は、より一層の経済・雇用情勢の悪化が懸念される所。

(4) 勧告に当たったの考え方

県内民間の状況、国や他の地方公共団体の職員給与との均衡、職員の士気の確保、公務への有能な人材の確保、職員の労働基本権制約の代償措置であるという給与勧告制度の趣旨等を総合的に勘案し、次のとおり判断した。

- ・月例給については、各種手当を含めた本年の解消較差を $\Delta 0.57\%$ とし、当該較差を給料表、管理職手当等で解消するため、これに見合う $\Delta 0.6\%$ を給料表、管理職手当等から引き下げることとした。
- ・特別給については、地域の民間事業所の実態を反映させるという観点から、近年、国及び他の地方公共団体の支給月数と大きく異なることがあっても本県の民間事業所の支給月数と同じ支給月数としてきたところではあるが、本県の厳しい経済・雇用情勢等に鑑み、納税者である県民の理解と納得を得るといった観点から、今回は引き上げる状況にないと判断した。
- ・また、給与構造改革における経過措置額を廃止し、これにより生ずる原資等を用い、昇任・昇格に伴う給料額の引上げが十分に行われない現行給料表の構造是正を進めることとした。

(5) 勧告の内容

ア 月例給について

(ア) 給料表

- ・現行の給料表から $\Delta 0.6\%$ 引下げ
- ・給与構造改革における経過措置額についても同様に引下げ

(イ) 諸手当

- ・管理職手当を給料表と同じ引下げ率を乗じて引下げ（ $\Delta 0.6\%$ ）
- ※医療職給料表(1)は、除く。

イ 給与構造改革における経過措置額の廃止と給料表構造の是正について

- ・経過措置額は、平成24年4月1日で廃止
- ・経過措置額の廃止により生ずる原資等を用いて、現行給料表の構造（行政職2級相当と同3級相当部分）を是正

ウ 実施時期

- ・月例給 平成24年1月1日実施
- ・給与構造改革における経過措置額の廃止等 平成24年4月1日実施

(6) 提言事項

ア 給与制度関係

(ア) 給与制度の見直し

- ・公民給与の比較方法（役職対応関係）の見直し
労使との協議結果を踏まえ、今年では現行の役職対応関係は変更しないで公民の給与較差を算定。今後、人事院の見直し状況を注視し、労使の意見も聴きながら、引き続き慎重に検討
- ・教育職給料表の一本化
円滑に一本化を行うための条件整備が整っていない中、この度は勧告を行うことは適当でないと判断

イ 人事管理関係

(ア) 仕事と家庭生活の両立支援

- ・仕事と家庭生活の両立支援のための環境整備が進み、支援制度の利用が着実に増加
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の着実な実行のため、制度の周知、代替職員の配置、各職場における両立支援への理解促進、育児休業等を利用しやすい雰囲気醸成、職場内の相互協力体制の整備が重要
- ・男性の育児休業取得促進の一助として、短期間の取得者の期末手当の支給割合を見直し

(イ) 時間外勤務の縮減対策

- ・管理職は、業務の進捗管理、業務の見直し等所属のマネジメントに努め、職員に不要不急の時間外勤務を行わせないことが重要
- ・時間外勤務縮減のために勤務実態の正確な把握が不可欠であり、ICカード職員証など情報技術を活用した客観的な出退勤管理のためのシステムの整備を進めることが必要

(ウ) 労働災害の防止

- ・法令遵守のみならず、快適な職場環境の実現と労働条件の改善に取り組むことが必要
- ・職場の職員全員が意識を高め、日頃から危険因子の発見に努め、災害防止のための活動に参画し、安全確保のための活動の定着を図ることが重要

(エ) 職員の健康保持

- ・長期療養者に占める精神疾患の割合は依然高く、メンタルヘルス対策への取組は不可欠。引き続き、職員のストレスチェック等のメンタルヘルス対策に力を注ぐことが必要
- ・職員の心の健康の保持・増進のため、管理職員、健康管理担当スタッフ、産業医等による総合的な支援が重要。特に、管理職員は、日頃から所属職員のストレス状態の把握やその軽減に努め、職場環境を良好に保つなど様々な方法でメンタルヘルスに取り組むことが必要

(オ) 高齢期の雇用問題

- ・国においては、本年、人事院が、公的年金の支給開始年齢の引上げに合わせて、平成25年度に60歳に達する者から3年に1歳づつ段階的に定年を引き上げるなど意見を申出
- ・本県においても国の動向を注視しながら給与水準も含めた高齢期の雇用問題について検討することが必要

(カ) 非常勤職員等の処遇及び障がい者の雇用

- ・非常勤職員等の任用に当たり、勤務条件についての十分な理解を得ることが重要
- ・障がい者の雇用を促進するための諸課題について、引き続き検討が必要

- 3 勤務条件に関する措置の要求の状況
 勤務条件に関する措置の要求の件数（平成23年4月1日～平成24年3月31日）
 なし

- 4 不利益処分に関する不服申立ての状況
 不服申立て件数（平成23年4月1日～平成24年3月31日）

部局	分限処分			懲戒処分				計
	休職	降任	免職	戒告	減給	停職	免職	
知事	—	—	1件	—	—	—	—	1件